No.1 〇豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成23年3月1日

1. 出席議員

2番 近藤郁子議員 1番 毛 受 明 宏 議員 4番 一色 美智子 議員 3番 三浦桂司議員 5番 中村定志議員 6番 杉浦光男議員 7番 平野龍司議員 9番 石橋敏明議員 10番 平野敬祐議員 11番 村山金敏議員 12番 安 井 明 議員 13番 松山廣見議員 15番 山盛 左千江 議員 14番 榊原杏子議員 17番 月 岡 修 一 議員 16番 伊藤 清 議員 18番 堀 田 勝 司 議員 19番 坂 下 勝 保 議員 21番 矢 野 清 實 議員 22番 前 山 美恵子 議員

2. 欠席議員

8番 山田英明議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長 佐藤政光君 議事課長 成田 宏 君 議事課長補佐 松林淳 君 議事課長補佐 石川晃二君 兼庶務担当係長 兼議事担当係長

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	相	羽	英 勝	君	副市長	1	野	隆	君
教 育 長	後	藤	学	君	行政経営部長	宮	田	恒 治	君
健康福祉部長	神	谷	巳代志	君	経済建設部長	Ξ	治	金 行	君
消防長	神	谷	清 貴	君	教育部長	竹	原	寿美雄	君
行政経営部次長	横	山	孝 三	君	行政経営部次長	大	林	栄 美	君
兼秘書政策課長					兼財政課長				
健康福祉部次長	加	藤	誠	君	健康福祉部次長	原	田	昇	君
兼高齢者福祉課長					兼医療健康課長				
経済建設部次長	鈴	木	重 利	君	経済建設部次長	加	藤	慎	君
兼都市計画課長					兼環境課長				

会計管理者 塚本邦広君 総務防災課長 神谷元弘君 兼出納室長

監査委員事務局長 福 井 康 夫 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

一色美智子 議員 月岡 修一 議員 毛受 明宏 議員 前山美恵子 議員 坂下 勝保 議員

6. 本日の会議に付した案件 議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 O議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 18 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に4番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 〇4番(一色美智子議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、1項目ペットの飼育について。

犬、猫の飼育頭数は、子どもの数を超えた 2003 年を境に急増しています。2010 年の調査では、犬が 1,310 万 1,000 頭、猫が 1,089 万頭を超えております。

また、7割以上の世帯が犬または猫を飼いたいと思っています。今や単なるペットではなく、家族の一員とも言われる犬や猫です。背景は、言うまでもなく少子化、晩婚化、高齢化

です。

一方、急激な変化は幾つかの社会問題となってきています。トラブルを未然に防止し、 ルールと実態のかい離を解消しなければなりません。

まず、狂犬病について。

狂犬病はかみつかれることなどでうつる人と動物の共通感染症です。日本では 1954 年を最後に、狂犬病患者は確認されていませんが、世界では毎年約5万人が死亡しています。

狂犬病予防法では、飼い主に対し、犬の登録と年1回の狂犬病予防ワクチン接種が義 務づけられております。

世界保健機構WHOの指針によりますと、国内で動物が狂犬病に感染した場合、流行を押さえるには、約70%以上のワクチン接種率を維持する必要があります。

ところが日本は、予防接種率が全国平均で 38.9%にとどまり、危機的な状況にあるといえるそうです。

そこで、質問をいたします。

1番、本市の犬の登録数と狂犬病の予防注射の接種率をお聞かせください。

2番、一昨年の自治体アンケートでは、多数の犬や猫を飼い、近隣に迷惑をかけるトラブルが、2年間に全国で少なくとも 2.055 件起きていたことが明らかになりました。

こうした多頭飼育問題については、多くの自治体が条例の一部を改正しています。また 一昨年末、荒川区では、全国初の「えさやり罰金条例」が成立しています。

本市において、俗にえさやりおばさん、猫おじさん、猫屋敷などと呼ばれている方と、近隣のトラブル対応、トラブルを防ぐためのルールづくりについて、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

3番、心ない飼い主さんに放置された犬のふん害等の問題の対策について、どのように お考えでしょうか、お聞きいたします。

2項目 図書館の雑誌のスポンサー制度について。

図書館の蔵書である雑誌の表紙に、企業名を表示するかわりに購入費を負担してもらうというスポンサー制度について、この制度は2年前に予算削減に悩む岐阜県岐南町の職員の発案で始まりました。

今では岐阜県立図書館や徳島県立図書館、県内では江南市でも始められたとお聞きいたしております。今後は新しい手法として広がる可能性があります。

制度を導入している自治体では、行政として図書館資料(雑誌)の確保や利用者へのサービスの向上が図られ、スポンサー企業にとっても企業PRになると、ともに社会貢献につながるという一定の成果を上げているようですが、本市でもぜひ導入されてはと考えますが、この制度について本市の見解を伺います。

また、本市へ導入することについては、どのようにお考えか、伺います。

あわせて、本市図書館の雑誌購入の現状を伺います。

3項目 地域福祉支援対策について。

日本は2006年から総人口が減少に転じている。そして、目前には「2012年問題」が、その先には「2025年問題」が待ち構えています。

団塊世代がいよいよ労働市場から引退し、高齢者に大量に突入していくのが 2012 年であり、2025 年問題はその団塊の世代が 75 歳以上になり、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が 30%に達し、高齢化のピークを迎えます。

我が豊明市においても、現在の高齢化率 20.1%が、10 年後の 2020 年には 27.8%、おおむね4人に1人が 65 歳以上といった超高齢社会に入ります。超高齢社会に拍車がかかります。

それが遠い将来のことでなくなってきています。医療、そして介護を中心に新しい地域福祉を示し、乗り切っていかなければなりません。

国においても、2012 年度の介護保険制度の抜本的な改正に向けて取り組みが始まっていますし、そのねらいとするところは、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現であり、施設から在宅へであり、介護保険制度も家族介護の社会化のためであったはずです。

また、日本経済新聞が 2010 年5月に行った理想のついの住みかについての調査では、 現在の自宅 50.2%、家族や親族が住む家 12.2%、高齢者向け賃貸住宅 16.1%、有料老 人ホーム、特別養護老人ホーム 11.9%、その他が 9.6%と答えているのに対し、厚生労働 省の発表資料では、特別養護老人ホームへの入居待機者数は 42.1 万人も発生している 現実があります。

在宅を支える医療、看護、介護のサポートが十分でないため、本人希望ではなく、家族が不安にかられ申し込み、特養待機に流れているのが現状です。

今年の夏、大きな社会問題となった地域から孤立化する高齢者が増える中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせることができる仕組みづくりは、地域福祉の新しい要請であります。

そこで、質問をいたします。

1番、地域包括支援センターを中心とした地域見守りネットワークの強化について伺います。

2番、買い物弱者対策について。

少子高齢化や商店街の衰退、流通機能、交通網の弱体とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている方は、買い物弱者、買い物難民と呼ばれています。最近、マスコミ、新聞等でも取り上げることが増えてまいりました。

その一方、郊外型大型店の影響等による商店の廃業、全国の商店数は 15 万店から 11 万店に減少いたしました。現状は極めて深刻化しています。

全国の 60 歳以上の方にアンケート調査で地域の不便な点を聞いたところ、日常の買い物に不便という声が 16.6%と最も高い結果が出ています。

車や移動手段がなくて買い物ができない、バス停まで遠くて歩くのがつらいと、買い物弱者の数は全国約 600 万人と推定されています。

買い物弱者を解消するための方策には、さまざまな視点からの取り組みが検討されています。

流通の視点では、移動販売、スーパーへの送迎、商品宅配サービスや、インターネットで注文を受けて食品や日用品を個人宅まで配送するネットスーパーも広まっています。

やはり買い物弱者と呼ばれる方々への支援としては、昔ながらの御用聞き、顔が見える 形での販売方法が最善ではないかと考えます。

今後、さらに近隣商店街の活性化とあわせて、公共交通機関や地域コミュニティー活動との連携など、多様な視点から検討する必要があります。

そこで、質問をいたします。

- 1、本市の買い物弱者の実態はどのように把握されていますか、伺います。
- 2、本市の買い物弱者対策として、どのような対策を検討されていますか。
- 3、買い物の足となるひまわりバスの今後について、どのようにお考えか、お聞かせください。
 - 3番、地域における見守り、外出などの生活支援サービスの充実について伺います。
- 4番、2006 年度の介護保険改正では、小規模多機能居宅介護や小規模特養、夜間対応型訪問介護などの地域密着サービスなどの取り組み状況と、その課題について伺います。

5番、地域の在宅介護を支える訪問介護ステーションの取り組みについて伺います。

6番、地域ごとに介護・看護スタッフの長期的な需給を描き、計画的な養成に取り組むなど、高齢者が安心して地域で暮らすことができる制度設計について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

No.4 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.5 〇経済建設部長(三治金行君)

経済建設部のほうに2項目についてご質問をいただきました。順次、お答えをしたいと思います。

1項目目のペットの飼育について、そのうち1点目の犬の登録数と予防接種についてでございますが、狂犬病予防法の定める年1回の予防接種は、3月2日から翌年の3月1日までを年度としておりますが、平成23年1月31日現在の本市の状況は、登録4,538頭、注射3,539頭、接種率78%となっております。

平成 21 年度は、登録 4.356 頭、注射 3.625 頭、接種率 83.2%。

平成 20 年度におきましては、登録 4,628 頭、注射 3,554 頭、接種率 76.8%という状況であります。

2点目の野良猫へのえさやり、犬、猫の多頭飼いなどの苦情についてでありますが、本年度の犬、猫に関するえさやり、多頭飼い等の苦情は、2月末現在で6件を把握しております。

特殊な事例1件を除き、環境監視員の指導や地域住民の協力によって解決しております。

したがいまして、規則制定等の対策は今のところ考えておりません。

3点目の犬、猫のふん害問題についてでありますが、ペットのふん害対策について、本 市では「マナーリーダー」制度を設け、飼い主のモラルの向上に努めております。

ふん害を受ける側の市民に対しましては、ふん害防止用の立看板の無償配布、町内回覧文の提供、ホームページや広報によるふん害防止に向けた啓発活動に努めております。

なお、ふん害の被害者と飼い主間のトラブルに関しましては、現在のところ聞いておりません。

次に、2項目目の地域福祉支援対策についての2点目、買い物弱者対策の中の買い物の足となるひまわりバスの今後についてでありますが、市内の商業施設の主なものは、前後駅周辺と三崎周辺に存在しています。

前後駅周辺には、1号バスの起終点は前後駅南口であり、18 便が乗り入れ、2号バスも前後駅行き2便がロータリーへ乗り入れています。

三崎周辺につきましては、1号バス藤田保健衛生大学病院行き、2号バス前後駅行き、 間米行きの3路線7便が利用できます。

今回の改正に当たりまして、商業施設へのアクセスとして、地域活性化も含め検討の経緯もあるところでございます。

また、平成23年度予算では、ひまわりバス利用状況調査検証を行う予定を考えていると ころでございます。

これは改正後の改善点を洗い出し、利用者の二一ズを把握するもので、改正に向けての基礎資料とし、利便性の向上やサービスの向上に努めたいと思います。

以上で終わります。

No.6 〇議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.7 〇教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは図書館雑誌のスポンサー制度についてご答弁を申し上げます。

図書館では現在、140 タイトルの雑誌を定期購入しており、150 万円ほどの費用を雑誌購入に充てております。

厳しい市の財政状況により、数年前から図書資料購入費も大きく減額される中で、図書館では資料購入コストを軽減するため、いろいろな工夫に努めてまいりました。

具体的には、古書店での購入や寄贈本をいただいたりして、利用者へのサービス低下 にならないよう努めております。

また、昨年 11 月からは図書館サポートカードの制度を始めました。これは図書館で指定させていただいた本を寄贈された場合、ポイントを付与し、ポイント数によって記念品と交換する制度でございます。こうした方法などにより、蔵書冊数の確保、維持に鋭意努めております。

ご提案をいただきました雑誌スポンサー制度につきましては、現在、岐阜県や徳島県、 それから近隣では伊勢市、県内では江南市などが実施をしているようであります。

厳しい財政状況の中でありましても、創意と工夫によりまして市民の情報拠点として良質な図書館サービスの提供に努め、図書資料の確保、雑誌コーナーの充実を図るため、この雑誌スポンサー制度は有効な方法と考えますので、ご提言を課題として調査研究を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

No.8 〇議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.9 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より地域福祉支援対策につきまして順次、ご答弁を申し上げます。

まず、1項目目の地域包括支援センターを中心とした地域見守りネットワークの強化についてお答えをいたします。

現在、高齢者を取り巻く問題といたしまして、ひとり暮らしから来る孤立化の問題だけではなく、高齢者虐待や認知症も大きな問題となっており、本市といたしましては、高齢者対策といたしまして、総合的な取り組みをしていかなければならないと考えております。

そこで、高齢者になっても人として尊厳を保ち続け、住み慣れた地域で安心して生活するため、高齢者虐待の早期発見、防止、さらには支援を行うための体制づくりが必要と考え、平成23年度に地域包括支援センターが中心となり、豊明市高齢者虐待対応ネットワーク連絡会を構築してまいります。

また、認知症対策につきましては、23年度の重点施策にも上げさせていただいておりま

すように、地域で認知症の方やその家族を支援するため、市内の商店や事業所、金融機関、医療機関等を認知症サポート事業所とする認知症サポート事業所等登録制度や認知症サポーターの養成のための講座を実施することで、認知症に対する偏見や誤解の解消に努めるとともに、地域全体で見守り、支援をする体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

同時に、認知症サポートマップを豊明市のホームページに掲載し、認知症サポート事業所、特に認知症のサポート医やかかりつけ医など、お医者さんですね、そういった相談できる医療機関等の情報提供をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2項目目の買い物支援対策についてお答えをいたします。

まず1点目、本市の買い物弱者の実態把握についてお答えをいたします。

第4期介護保険計画を策定するに当たり、事前に行った二一ズ調査によりますと、一般 高齢者の方の中でひとり暮らし高齢者に対する生活支援の充実に主として力を入れてほ しいという方の割合が、全体で 24.2%。

また、特定高齢者になりますと、これは介護予防が必要と思われる方でございますが、35.3%に上っておりまして、これは買い物を含め、掃除、洗濯、調理や簡単な作業等の支援を、3人ないし4人に1人の高齢者の方が必要としていると判断をいたしております。

続きまして2点目、本市の買い物弱者対策についてお答えをいたします。

現在、介護保険事業で生活援助員派遣事業を社会福祉協議会に委託をいたしております。いわゆるヘルパー派遣事業を平成22年度から開始いたしました。

この事業は、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の高齢者に対し、ヘルパーを派遣 し、買い物、掃除、洗濯などの生活援助を行うものであります。

今後は、この事業のPRに努め、周知を図ってまいりたいと考えております。

また現在、宅配給食サービスの委託業者との間で買い物援助といたしまして、カタログにより事前注文を受けまして、給食の配達時にあわせて商品を配達するサービスの検討をしているところでございます。

また、シルバー人材センターにおきましても、平成23年度から「ワンコインサービス」、いわゆる500円で生活援助サービスを行う計画がございます。

内容といたしましては、1回 30 分で掃除、洗濯、電球交換などの簡易な作業や、買い物なども含まれるということでございますので、大いに期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、この買い物弱者の問題につきましては、市や福祉団体、事業所、そしてボランティア等が協働して事業を進めていく必要があると考えておりますので、 今後は関係団体と事業の拡大、充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして3項目目、地域における見守り、外出などの生活支援サービスの充実についてお答えをいたします。

高齢化の進行に伴いまして、特に認知症につきまして、社会的な偏見等によりまして、 理解が進んでいないといった状況がございます。 そこで、認知症を理解し、認知症の方やその家族を支援するため、認知症サポーターの養成が必要であると考え、本年1月29日に認知症講演会にあわせまして、認知症サポーター養成講座を開催いたしましたところ、約950人ほどの方にご来場をいただきました。

23 年度におきましても、認知症サポーターの養成に努めてまいりたいと考えております。 外出支援につきましては、タクシーの初乗り運賃を助成する外出支援事業を実施いたしまして、21 年度におきましては、115 人の方にご利用をいただいております。

続きまして4項目目、地域密着サービスなどの取り組み状況とその課題についてお答えをいたします。

2006年の介護保険法改正によりまして、地域密着サービスが創設をされまして、地域の高齢者が優先して介護サービスの提供を受けられるようになりました。

本市の地域密着サービスの取り組みといたしましては、ショートステイやデイサービスのための小規模多機能型居宅介護施設といたしまして1カ所、そして地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護施設、いわゆるミニ特養が1カ所、そして認知症対応型共同生活介護施設でございますグループホーム、これを2カ所開設をいたしました。

また、平成 23 年度には、第5期計画の前倒し事業といたしまして、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を受けまして、グループホーム2ユニットを新たに整備する予定をいたしております。

なお、夜間対応型訪問介護につきましては、現在のところ実施をいたしておりませんが、 勅使苑と豊明苑の2カ所を夜間相談窓口として業務を委託いたしております。

今後は国の方針を踏まえ、第5期計画策定の中で検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして5項目目、訪問介護ステーションの取り組みにつきましてお答えをいたします。

毎日の生活を、住み慣れた地域で、ふだんどおりに過ごしていきたいご本人や家族を支援するため、介護支援専門員が立案調整をいたしますサービス利用計画に沿い、ホーム ヘルパーが利用者宅にて入浴や食事などの身体や生活介護をいたしております。

現在、市内の訪問介護事業所は4カ所、そして市内をサービス提供地域といたします介護事業者は100カ所ございまして、約300人の要支援、要介護の方が利用をしておみえでございます。

最後、6項目目でございますが、介護・看護スタッフの計画的な養成など、高齢者が安心 して地域で暮らすことができる制度設計につきましてお答えをいたします。

介護福祉士やヘルパーなどの介護職員や看護職員数については、介護保険法に定まっておりまして、入所者3人に対して1人以上の介護職員を配置するようになっております。

本市の介護施設におきましては、当然のことでございますが、この配置基準を遵守して 運営がされております。 さらに、団塊の世代が 75 歳に達する 2025 年には、212 万人の介護職員が必要になると厚生労働省ではシミュレーションをいたしております。平成 20 年の 128 万人の2倍近くになると予想されております。

中長期的には、必要となる介護職員は増加する一方で、また逆に労働人口は減少していくことから、介護職員の人材難の状況が続くと考えられております。

本年1月に、国は「今後の介護人材養成のあり方について」の報告をまとめまして、介護福祉士やヘルパーの資格の取得方法や研修形態の合理化、そして資格取得に係る職場環境整備などが盛り込まれました。

いずれにいたしましても、近く国の方向が示されると思われますので、その動向を注視しながら、介護施設との連絡調整を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.10 〇議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.11 〇4番(一色美智子議員)

一通りの答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、ペットの飼育について。

狂犬病の予防接種率についてですが、目標値が 2010 年 80%、2015 年 81%ということで、現在、78%で、まあまあかなと思いますが、しかしながら、まだ 1,000 頭の未接種の犬がおりますが、この対応はどのように考えておりますか、お伺いいたします。

No.12 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.13 〇経済建設部長(三治金行君)

登録にあって、未注射の犬の対応ということでございますが、犬の体調によりまして、獣 医師が予防接種できないと判断した場合には、獣医師の証明をつけて届け出をいただ き、予防注射猶予の処理をいたしております。

また、犬の健康以外の理由で予防接種をしていない飼い主に対しましては、今後は警告文書等を送付しながら考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上であります。

No.14 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.15 〇4番(一色美智子議員)

ふん害の件ですが、当たり前のことなのですが、本来ならば個人のモラル、またマナーの問題なんですが、なかなか守られていないのが現状だと思います。

マナーの向上の実効性を高める方法としては、どのような形を考えておられるのでしょうか

また、啓発の具体策をお聞かせください。

お願いいたします。

No.16 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.17 〇経済建設部長(三治金行君)

ふん害の具体策ということでございますが、加害者の特定が難しいなど、対策に苦慮しているところでございます。飼い主のモラルの向上が第一と考えております。

地道な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.18 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.19 **〇4番**(一色美智子議員)

本当に飼い主のモラルの問題なんですが、先ほど答弁の中でマナーリーダーの件がありましたが、養成についてもう少し詳しくお聞かせください。

No.20 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.21 **〇経済建設部長(三治金行君)**

マナーリーダーの充実ということでございますけれども、本市では平成 17 年度からマナーリーダーの制度を設けて、地域の飼い主のお手本となっていただくよう飼い主の登録制度を行っております。

また、平成 18 年からは犬のしつけ教室、これを毎年1回開催し、飼い主の学習の啓発を行っているところでございます。

この教室を通じまして、マナーリーダーとしての素地を養成し、より多くのマナーリーダー を育てていきたいと、こういうふうに考えております。

終わります。

No.22 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.23 **〇4番**(一色美智子議員)

本市の条例を見てみますと、勧告までですが、罰則を条例に明記することも抑止効果として有効と考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

No.24 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.25 〇経済建設部長(三治金行君)

条例がございますけれども、条例の罰則規定ということのご提案でございますけれども、 先ほども申し上げましたとおり、原因者の特定が難しいと、適用が見込めないということも ございまして、罰則をもって阻止力を訴えることよりも、モラルやマナー、これらの問題とし て、飼い主と地域とのよりよい関係を目指すということが必要でないかというふうに思って おります。

こういうことで、罰則の規定については、現在は考えておりません。 以上で終わります。

No.26 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.27 〇4番(一色美智子議員)

愛犬カードの提案をいたしたいと思います。

これは、飼い犬の登録をしている市民を対象に、犬の名前や飼われている住所などを記した愛犬カードの発行です。

茨城県の古河市では、飼い犬のマナー啓発を図るため、ふんの処理などの徹底を宣言 した飼い主に住民基本台帳カードをまねて作成した愛犬カードの交付を無料で行っており ます。

この古河市によりますと、ふんの放置の苦情が後を絶たず、狂犬病予防接種率が低いことが導入のきっかけで、飼い主は散歩中の粗相、ふんをきちんと処理する。予防接種を毎年受けるなどの宣言書に署名し、犬の顔写真を添えて申請し、カードの表面には犬の顔写真や名前、裏面には犬の登録番号、飼い主の名前や連絡先が書かれているとのことです。

本市でも導入してはと考えますが、どうでしょうか。

No.28 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.29 〇経済建設部長(三治金行君)

迷い犬等を踏まえて、こういうようなご提案ということでございますけれども、愛犬カードに つきましては、今後の課題としまして研究してまいりたいと考えております。

終わります。

No.30 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.31 **〇4番**(一色美智子議員)

この愛犬カードにつきましては、再度、前向きでの検討をしていただきますよう、また、ふ

ん害につきましては、具体的な施策のほうを検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

答弁は求めません。

次に、2項目目の図書館の雑誌スポンサー制度につきましては、先ほど有効な方法という答弁をいただきましたので、しっかり研究をしていただきまして、前向きに実施できるよう要望いたします。

よろしくお願いいたします。

次の3項目目に移ります。地域福祉支援対策についての、最初に2番目の買い物弱者対策からいきます。

初めに、ひまわりバスから行っていきたいと思います。

ひまわりバスですが、ひまわりバスの利便性に対する満足度と、利用者の人数をお聞かせください。

利用者の人数は、10 月から走っておりますので、10 月から 11、12、1月までと、1年前の 10 月から1月までの間の利用者数をちょっと教えてください。

No.32 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.33 〇経済建設部長(三治金行君)

バスの利用についてということでございますけれども、昨年 10 月から新しいバス路線に変わりました。その内容をご説明させていただきます。

昨年の 10 月から今年1月までの4カ月間という利用者でございますけれども、改正前につきましては、約4万 2,400 人でございました。改正後につきましては、約3万 2,600 人ということで、約 9,000 人ほど減員となっております。

ひまわりバスということではございませんけれども、幹線の名鉄バス路線につきましては、約1万1,500人が増員になったと報告を受けているところでございます。

それから、利用者の満足度ということでございますけれども、改正後のデータはまだとっておりませんけれども、改正前の利用調査につきましては、満足をしていた方が 48%ということで、満足をしていない方とほぼ同数の割合が出ているところでございます。

終わります。

No.34 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

No.35 〇4番(一色美智子議員)

路線を変更する前でも満足度は48%ということで、2010年度の目標は60%になっております。そして路線変更をして利用者が現在、約1万人減っている状態というのは、これはもう絶対的に直さなくてはいけないと思います。

今後、アンケート調査をして、その結果、利用者の方たちのニーズを的確に受けとめていただき、昨日、平野議員のほうからも質問がありましたが、24年度に補助金、交付金を使って1台、増台をしていきたいということですので、今後は小型バスにするのか、デマンドにするのか、ジャンボタクシーにするのか、本当によく検討していただきまして、一日でも早く増台をしていただけますようお願いいたします。

本当にバスというのは大事ですので、これはもう本当にくれぐれもお願いをいたしておきます。

それと、先ほどの宅配サービスの委託業者との間で、カタログにより事前注文、販売を 検討しているとのことですので、ぜひ、これは行っていただきたいと思います。

民間業者では割に合わないというお話も数多く伺っております。やれない理由は幾らでもあると思いますが、今、本当に地元のスーパーが消え、困っているお年寄りがおられるのですから、できることを、今必要なことを、いち早くやっていただきますよう要望いたします。

次に、地域福祉拠点センターとしての地域包括支援センターの件を聞いていきます。 地域包括支援センターも介護予防プランの作成が主な業務でしたが、多様な市民ニーズに対応できる高齢者の総合相談所としての人員体制の見直しや、広報活動の強化が必要であると考えますが、どうでしょうか。

その辺の見解をお聞かせください。

No.36 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.37 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員のご指摘のとおり、地域包括支援センターの体制の見直しとか広報活動の強化は、大変重要な課題だと考えております。

平成 24 年度より始まります第5期介護保険事業計画にあわせて、現在準備を進めておりますが、その計画等が立てられた中で、今後も充実に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.38 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.39 **〇4**番(一色美智子議員)

現時点では、地域包括支援センターは1カ所なのですが、今後、介護保険の改正とあわせて、国においては団塊の世代が後期高齢者に突入していく2025年に向けて、24時間対応の在宅介護ができる地域包括ケアシステムの拡充を目指しておりますが、本市においても中学校区に1カ所の設置を目指して、もっともっと住民の中へ、住民の前へ前へと出ていく必要があると思いますが、その辺のところはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

No.40 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.41 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

介護保険法の改正に向けまして、この地域包括支援センターの関係につきましても、その地域包括ケアシステムにつきまして、その内容が今検討されているところなんですが、見守りニーズの高い利用者が地域で生活をするためには、必要なサービスがおおむね30分以内に届く、そういった体制づくりが提起されております。

この件につきましても、第5期介護保険計画の中で検討してまいりますが、議員のご指摘のとおり、中学校区に1カ所の地域包括支援センターの設置を目指してまいりたいと考えております。

終わります。

No.42 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.43 **〇4**番(一色美智子議員)

これは、将来的に必ず中学校区1カ所の設置が必要になりますので、ぜひお願いいたします。

次に、団塊の世代が大量に高齢者の仲間入りをし、地域に戻ってくる時代であります。 そのことから元気な高齢者が地域の高齢者の手助けをする団塊世代のサポーター登録、 団塊世代の地域福祉の戦力化が大きなキーワードになってくると思いますが、その辺のと ころはどうお考えでしょうか。

No.44 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.45 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほども議員のほうからお話がございました、団塊の世代が 65 歳に到達する平成 27 年の老年人口は豊明市の場合、およそ1万 8,500 人と推計がされておりまして、平成 22 年と比べまして 5,000 人ほど増加をいたしまして、4人に1人が高齢者という超高齢化社会に入ってまいります。

高齢者が地域でいかに健康で生きがいを持って暮らしていくことができるかどうかが、高齢者福祉施策を推進する上での大きな柱と考えております。

現在、元気な高齢者の方々は、シルバー人材センターを中心に貴重な労働力として活躍いただいておりますが、増加する高齢者のニーズに対応するワークシェアリング等を行っておりますが、なかなか充足するまでには至っておりません。

そこで、元気な高齢者の方々の貴重な労力を、介護や高齢者趣味講座などのボランティアとして活躍していただくことで、生きがいづくりや健康づくり、そして地域とのコミュニケーションづくりや閉じこもり予防につながっていけばというふうに考えておりますので、そこら辺も今後大いに検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.46 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.47 〇4番(一色美智子議員)

支え合うということで、支え合う市民の力を活かせる地域づくりのために、以前にも一般 質問をいたしましたが、ボランティア活動にポイント制を導入し、ボランティアのポイントを ためることで、地域での一人ひとりの活躍に報い、実りあるものにしていくボランティアポイント制度。

これは、元気な高齢者がサービスを必要としている高齢者を手助けして、そこにポイントをつけていくもので、このポイントをためていき、ポイントといっても、これはお金ですので、今度自分たちが介護とか手助けを必要になったときに、このポイントを使っていくという有償ボランティアの仕組みづくりで、これをしていくと、ひいては国保税の抑止にもつながってまいりますが、これを介護保険とあわせて行っていくことが必要だと思いますが、この導入の提案をいたしますが、考えをお聞かせください。

No.48 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.49 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

昨年の12月議会におきましても、一色議員からご質問がございまして、このボランティアポイント制につきましては、現在、全国の自治体で取り組まれておりまして、その方法や効果につきましては大いに関心を持っておりまして、現在研究をいたしております。

これは高齢者の生きがいづくり、健康づくりといった介護予防効果への期待だけではなく、地域の活性化や住民同士のコミュニケーションの強化を図り、高齢社会を乗り切る地域づくりにつながるものと考えておりますので、今後も先進事例等を参考に引き続き研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

終わります。

No.50 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.51 **〇4番**(一色美智子議員)

今、先進事例を参考に研究をしていくとのことですので、しっかりと、ぜひこの仕組みづく りをつくっていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

No.52 〇議長(矢野清實議員)

これにて、4番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前10時54分再開

No.53 〇議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.54 **〇17番**(月岡修一議員)

皆さんこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今期最後の一般質問です。

1期生の最初の議会から、ずっと数的にはたくさん頑張ってやってまいりました。選挙に通らなければ、再びここに立つことはできないという、大変な状況の中でありますけれども、精いっぱい一般質問をさせていただこうと思っております。

最後の質問ということで、たくさん質問をしたい内容はございましたが、その中でも特に 気になる部分に絞りまして、2つの内容を通告させていただきました。

まず、消防団並びに消防署員というのは、大変過酷な状況の中で仕事をされ、またボランティアに従事されております。

したがいまして、本来でしたなら、消防署員並びに消防団について、同時に一般質問として取り上げるべきだったかもしれませんが、今回は公務員という立場の消防署員についてのみ、質問をさせていただきます。

本当に市民の皆さんが安心して生活できる緊急体制の維持、そして消防署の職員に過剰な負担がかからないような勤務体制にならなければいけないと、そういうふうな願いでおります。

そこで、質問事項を4点にわたり通告をさせていただきました。

まず、一番気になりますのは、新人の職員の方が採用されます。最初から当然ながらべ テラン同様に消火活動に従事できるかどうか、私は直接この目で見ておりませんので、確 定的なことは申し上げられませんが、多分無理であろうと。

そして、ベテランと言われる年齢の職員の皆さんとお話をする機会を得ましても、やはり 消火活動に出て一人前に安心できるような活動ができるまでには、3~4年かかりますよ と。その間はどうしてもやはり訓練をしていただいて、一人前に育てるんですよということを 聞いたことがございます。

しかし、毎年のようにベテラン職員が退職して、新しい方を補充しなくてはいけない。そし

て職員というのは、定数条例がありまして、その定数の中で採用されているわけですので、もしかややもすると、戦力的に非常に不足をすることになりかねないなと、そんな不安を抱えております。

そこで、私は定数条例という枠はありますけれども、これはあくまでも消防という特殊な体制の中から見れば、消火活動等の緊急事態に一人前として出動して人々を救済できる、そういう活動ができる能力を有する者をいうのかなという判断をしますと、新しい方を採用した時点では、定数条例から一たん外してもいいのではないかなと、そのような気がしております。

そして、3~4年という訓練を経て、改めて定数条例の枠にはめるとか、そうしないといつまでたっても、かなり厳しい状況の中で消防職員の皆さんが仕事に従事せざるを得ない、そのようなことになりかねないなと思います。

そういったことから、思い切った提案をしてみました。

そこで、消防署員として消防署の責任ある立場から見れば、果たしてそういうことが可能 かどうか、一度ご検討、ご答弁をいただきたいと思います。

先ほどに続きますけれども、2つ目の質問としましては、やはり本年度または来年度あたりになりますと、ベテラン職員の方が3~4人と一挙に退職するような場合がございますので、本当のところの実態はわかりませんので、私はもう率直に申し上げますが、そのような場合に、緊急事態が重なった場合に、本当に消火活動や救急体制、勤務体制に支障が出るのではないのかと。

そのことを、消防署の署長とか、そういった消防長とか、全職員を預かる責任ある立場でいらっしゃると、本当のところは言いにくいかもしれませんが、しかし、そこが一番肝心なところでありますので、今までの体験を通して、実はこうなんだというところをやはり述べていただかないと、それから先に定数条例とかで踏み込んで話ができない、そういった弊害につながるような気がします。

したがいまして、過去の事例でも結構ですので、本当はその人数が不足して、緊急事態に困ったときもあったよと、そうした場合にはどうしたのかわかりませんが、人命にかかわることでありますので、そういったことを避けたいなという強い意識があります。

そういったことから尋ねておりますので、答えられる範囲の中でご答弁をいただければと 思っております。

それから、やはり消防署員といえども、結婚されて、家庭を持たれて、子どもを育てるという人並みの生活を営む。それは当然の権利でありますし、そういった必要性があるわけですね。

しかし数カ月前に、ある職員の人とお話をしているときに、なかなか休日といえども、安心して休んでいられない場合もある。緊急で呼び出しを受けて、やはり出動せざるを得ないときもあると。

そうしますと、子どもと遊ぶとか家庭の中で奥さん孝行とか、家族で出かけるとか、また

は、その休日に充てるとか、さまざまな体制が考えられるわけですけれども、そういったその家庭の置かれている幸せな時間が崩される場合が、ままありますよということを聞きました。

じゃ、この原因は何から来るのかというと、やはり先ほど申し上げましたように、定数条例に合わせている現状が、実態は職員数が不足をしているのではないのかなと、このようなことに答えがいってしまうんですね。

やはり、くどいようですけれども、そうしますと、そういった市民のために働いていただけ る消防署の職員といえども、幸せな家庭の中で円滑な家庭生活を営んでいただきたい。 そういったもろもろの条件を満たすためには、十分な職員の体制を整備していかなければ いけない。

そういうことに、私の意識の中ではつながっていくわけですけれども、そういったことを、 責任ある立場の方はどのように考えてみえるのか。

高い志で、消防署員として豊明市民のために本当に命を投げ出すというぐらいの崇高な 意識の中で、多分、職員は日夜頑張っていただいていると思うんですが、しかし、若いうち はそれで済むかもしれませんが、そういった崇高な意識の陰で、実は子どもや家庭、奥さ んが犠牲になっているということがあると、それは余りいい状態とは言えないし、悲しい出 来事の一つと考えざるを得ません。

そういったことも含めて、私のきょうの質問はすべて人数、定数になってしまうんですが、 そういった状況もあると判断をしております。

そういったことも事例としておやりになるようでしたら、また一つの話題として答弁に含めていただければと思っております。

いずれにしても、4つ目の質問も内容的には一緒です。もう本当に一緒なんですけれども、とにかく消防署の条例定数、これを拡大解釈する方向に少し意識を変えて、何かいいアイデアがないのかなと。

先ほどの、もとに戻るようですけれども、新たな発想を持っていかなければ、本当にこういった重要な事態に備えて、緊急出動をする職員の命の保証とか、そういった家庭の円満とか、もろもろがやはり満たされない状況になるという不安がございますので、ともに考えていかなければいけないし、消防署員とか消防署に携わる職員の皆さんが、定数条例とか、大幅に増やしてほしいということは、多分言えないと思うんですね。

言えないからこそ、我々が側面的な支援として、私の視点から見て今いいのかなと、確認をさせていただきながら、もし不足をしているのならば、補充をお願いしていかなければいけない。十分な体制に整えていっていただかなければいけないと、そのような思いから、きょうは消防署員の適正配置についてということで、質問をさせていただきました。

時間的には十分ございますので、ゆっくりと答弁を求めたいと思います。

2つ目の質問に移ります。市職員の意識改革についてということで質問事項にさせていただきました。

私はかねてから市職員は市の重要な財産であると、人が財産と書いて「人財」と、私は 過去に何度も一般質問でかなり厳しく、多分一番厳しい質問をさせていただいてきたんじ ゃないかなと、くどいぐらいにやらせていただきました。

そして、相羽市長にかわられて、この4年間、相羽市長もともに同じような共有した考え をお持ちで、市職員という立場からいろんな広い見識をお持ちで職員を見て、やはりその 意識改革が必要だというようなお考えを持っていたのじゃないのかなと、私も感じておりま した。

たびたび、市長さんとお話をする機会においても、そういった言葉がお互いに出たような 気がしております。

そういう市職員の重要性とか市職員の行動、考え方、そういったことに対して、一生懸命努力をされていた相羽市長が、今期これで勇退されるということについては、非常に残念でなりません。

もう少し早い時期に、本当にこういう機会があったら、ひょっとしたら豊明市も、もうちょっと変わっていたのかなと、そのような気もします。そういった意味から、私の視点から見ますと、大変優秀な市長さんだったと思われます。

本当に、この質問が相羽市長に対して最後の質問になるという、そういうことはとても信じられないような状況なんですけれども、それだけこの4年間、相羽市政は重みを持っていたのかなと思いますし、真剣に市職員についても、豊明市の将来についても、お考えいただいて取り組まれたのかなと、このような気持ちがしております。

そこで、最後の答弁を求めるということから、相羽市長に対してご質問を申し上げます。 さまざまな市職員に対する意識改革に対して、いろいろと発言を受けてきました。

そこで、市長さんが退職されるに当たり、私は市長さんの発言、行動が市職員にとって 大きな影響力があったと認識をしておりますが、今の市長さんから見られて、勇退後の豊 明市の職員について、このような課題が残っているよというようなことが、もしおありのよう でしたら、これからの課題として次の市長に引き継ぐ意味も含めて、ご遠慮なくお聞かせい ただきたいなと思います。

どのような形からでも結構ですから、ご忌憚のないご答弁をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私は本当に市職員として採用されたからには、やはりそれなりの実力のある人が選ばれているわけですね。市職員になるというのは、非常に厳しいです。かなり厳しい全国統一のテストを受けて、それから面接試験を受けて、豊明市の場合ですと、三度ぐらいそういったことが繰り返されるのかなと思いますけれども、そういった中からふるいにかけられて、将来を託されて市職員という立場を与えられているわけですよね。

しかし残念ながら、私から見ると、その大きな期待を背負った市職員の皆さんは、いつの間にか自主的な行動、自主的な発言が消えかかってくる。まあ消えてくる。一体どういうことなのかなと思うときがあります。

特に、市長さんはあいさつを厳しくおっしゃっていました。あいさつが足らないなと、もっとあいさつをするようにと、相当気になさっていました。

1つ、実例を申し上げますと、本当に廊下ですれ違いますと、壁を見て歩くんですね。私たちの顔じゃなくて、壁を見て横に歩いていかれる。私たちはこういう立場ですから、嫌われても仕方がないんですが、それが例えば市長さんとか市幹部職員に向かってもあるとすると、実に悲しい出来事だなと思うんですね。

人間として最低限当たり前なあいさつという行為ができないということが、どういったことなのか。それはすなわち、市役所においでいただいた市民の皆様に対して、決していい印象を与えない、そういった職員の行動であろうと思います。

そういった行動がすべてにおいて、市民の皆さんに対して、感じのいい行動はとらないという意思表示と一緒だと私は受けとめております。

したがいまして、非常に芳しくない、そういった行動は改めていただきたいということから、厳しく申し上げていたんですが、なかなかそれが言葉で言うように、子どもたちに叱るようには直ってはきません。

ただ、ここ1~2年は、多分市長さんの努力と、市幹部職員の努力もあったんだと思いますが、特に男子の若手職員からは、積極的なあいさつが返ってくるようになりました。これはすばらしいなと思っています。

4年前にあったのかなと、そんなことを振り返りますと、確かに違っているなと。最近の若い男子職員は、必ずあいさつをしてくれる。そういった気持ちよい対応ができるようなふうに受けとめております。それだけ大きな成長をしているんだろうと思います。

しかし、それだけで市の職員として、市の6万有余人の市民の皆さんに満足を与えるか というと、そうはいかないんですね。

やはり市役所という体質の中で成長していきますと、一定の枠の中で仕事を覚えることは可能ですが、広い視点、広い視野で、じゃ自分の発言や自分の行動がどのように生かされるかという観点からいくと、まだまだそうした経験をしていないというところに、大きな落とし穴があるような気がしてなりません。

つまり、私が申し上げたいのは、市職員として、市役所の中でいろんな研修を受けて、い ろんな先輩の助言を受けて勉強して、市民のために働こうという意識が芽生えても、実態 は一般社会からかけ離れている発想や行動が多いということです。

したがいまして、できましたら、本当に将来優秀な人間だと思われる職員こそ、民間会社に派遣して、民間の中で新たな息吹を身につけてきていただきたい。市役所と違う環境で一生懸命仕事をして、利益を得ることの重要さ、お客との対応の重要さ、そういったものをしっかり身につけて、この市役所に戻ってきて活躍をしていただく、そういった職員を絶対増やさなければいけないと、過去にも提案はしてまいりましたが、なかなか過去の質問においては、明快な答弁はいただいておりません。

したがいまして、くどいようですけれども、今期最後の質問として取り上げさせていただき

ましたが、やはり日本がここまで世界のトップとしてリーダー格として伸びてきたのは、すばらしい思考力と判断力と行動力ですよね。

次から次へと、国のために、会社のために持てる力、能力を発揮してきたからこそ、新しいものを世の中に出し、新しい情報を出して、世界をリードしてきたわけですよ。

ですから、市の職員として限られた枠の中だけで仕事をしていればいいという時代はもう終わったと、これは相羽市長もそういう考えだと思います。

もっとグローバル的に、市の職員というこの枠の中にいながらも、発想は豊かな発想を持って、市民の皆様方にいろんな情報を提供したり、手を差し伸べたり、できることはいっぱいあるような気がしております。

そういった職員を育成するためには、やはり民間の力をおかりする。多様な経験をしていただく。いろんな人の出会いをつくる。それがやはり肝要だろうと思っておりますので、再度、そういう考えがおありかどうか、私はもうはっきりと必要だと申し上げておきます。

したがいまして、どのような答弁があるかはわかりませんが、しっかりとこの件について、 はっきりと答弁を求めたいと思います。

また、今は職員として民間会社に派遣するという質問をさせていただいたわけですけれども、もう一つ、さらに含めて、じゃ中核都市の豊田市とか豊橋市とか、そういった30万人を超えるような中核都市の職員との人事交流、こういったことも実は提案をしたいんですね。

それなりに、1,000 人も 2,000 人もいる市役所の職員というのは、どういう考えを持って、 どういう発言をして、どういう行動をするのか。同等の年齢の職員がどんな動きをされるの か、そういったことを知っていただいて、周りの職員にもいい影響を与えていただけるよう な人事交流は絶対必要だろうと思っています。

これが近隣の、大変失礼ですけれども、同等レベルの市町の職員との人事交流では、なかなか発展性がないと思っていますので、できるならば中核都市以上の県外も含めて、そういった自治体との人事交流をして、本当に豊明市の職員の一人ひとりが燃えていくような行動につなげていただければと、そのようなことを思っております。

実は、私たち議員も、きょう傍聴においでいただきました、こういった傍聴においでいただくということは、非常に我々の意識に刺激をいただきますし、大変うれしい出来事であります。力もこもってやらせていただけます。

やはり、日ごろ一生懸命やっているということを、こういった場を通して見ていただく、聞いていただく、そういったことを我々は一つの喜びとしておりますので、そういったことも一つの事例として申し上げておりますけれども、刺激になっております。

ですから、市職員にも一つの刺激を与えてあげることによって、さらに新たな発想とか、新たな成長が十分に求められる可能性があるなと考えております。

それだけ優秀な人を選抜しているのに、その市民の要求に合った働きをしないということは、やはりこれは財産価値がないという判断をせざるを得ないわけですから、そのような

悲しい出来事には遭遇したくない。

豊明市職員全員が本当によく頑張っていると、よそからも、身内の市民からも言っていただけるような、そんなまちになっていただきたいなと、そのような高い観点から、きょうは2つの内容について壇上で一般質問をさせていただきました。

どうぞ、許せる限り、明快なご答弁を求めたいと思います。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

No.55 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.56 〇市長(相羽英勝君)

月岡議員から市の職員の意識改革、あるいは職員の教育、あるいは職員の仕事ぶり等々について、いろいろなお話をいただきました。

また、消防職員のことについてもいただいておりますけれども、私からはやはり仕事をするのは人材でありますから、この人材育成と仕事ということについて、少しお話をさせていただきたいというふうに思っております。

私は常々、人は憎くないんですけれども、その人のやった仕事が正確か不正確か、あるいは早いか遅いか、あるいはもう一つは、いろいろな要素を考えてやったか。過去だけのかかわり合いで、それをそのまま延長してやっているだけではないかというようなことを、常々私は考えております。

ということは、人はやっぱり人材ですから尊重したいし、信用もしたいし、認めてあげたい。しかし、その方が、例えば市役所の市民生活部の仕事をやる。このやった仕事というのは、市民の人に直接影響するわけですから、職員は憎くないんですけれども、職員はやっぱり信用したいのですけれども、やった仕事の結果がよくなければ、これはアドバイスをしてあげないといかぬ。

そこについて私は、いつも「グッジョブショー」というのを市役所でやっておりました。このときの現状調査、マネジャーというのは、職員一人ひとりの現状調査がきちっとできてないといかぬ。でなければ、指導育成、そういうことができないわけであります。

したがって、そのときに私がいつも使う言葉は、職員がやった仕事について、よい子、悪い子、普通の子に分けましょう。よい子、悪い子、普通の子に分けましょうと。その人格まで私は否定するのじゃなくして、その人が一生懸命、なるほど一生懸命やったんです。 うまくいった仕事もあります。うまくいかない仕事もあります。あるいは、思い違いでとんちんかんな仕事をやってしまった仕事もあるわけであります。

そういうことを常々状況を把握して、その仕事の成果のできぐあいによって、例えば前工程の人に大変迷惑をかける、あるいは後工程の人に迷惑をかけるというようなことがあり

ますので、そういう意味では現状調査というか、仕事の成果、結果については、できたら私はよい子、悪い子、普通の子と。

「子」をつけると、人を指すみたいなことになりますけれども、あくまでも人格と仕事の結果、成果とは分けて考える。これはご理解いただけますでしょうか。そういうことであります。

したがって、市の職員としても、私はあいさつの話をしますけれども、あいさつをきちっとできない人が、やっぱり市民の要求される、提供を求められる内容について、きちっと理解をして回答ができるか。あるいは、市民の方が一言言ったら二言、さらに新しい付加価値もつけて回答できるかというと、いささか疑問なところがある。

昔から、あいさつというのは胸襟を開くということを言います。胸の中を開くわけであります。そういうことからいきますと、あいさつをすることによって、初めて仕事が始まるんです。

あるいは、そういうことによって、初めて市民の方が市役所に来られて、きょうは何を求めて市役所に来られたかということを、的確につかむことができる可能性が出てくるわけです。ぜひ、そういう面で私はあいさつは仕事の第一歩、こういうふうに私は考えています。

しかも、私もちょっと耳が遠くなりましたから、声が大きいですけれども、声の小さい人よりも声の大きい人のほうが、やっぱりある意味では仕事の結果評価というのは、声の小さい人ということよりも、大きな声を出してやる人のほうが、仕事のめり張りがはっきりする。これも事実だと思います。

そういうことを私はいつも思っておりますので、そういう意味で、職員の方がやっぱり人材として大きく育ってほしい、そういうことを実は願っているのです。

そのためにはもう一つありますけれども、1つは、やっぱり自分で自己啓発ということがあるんです。人から言われて勉強するということもありますけれども、自分で自己啓発をする。自分のウイークポイント、セーリングポイントというのを、できたら自分で見つけ出してほしい。

セーリングポイントというのは、さらに伸ばせばいいし、ウイークポイントは補完をしなければいけない。

そういう意味では、仕事を通じて、あるいは家庭の生活を通じて、あるいは社会の人々とのおつき合いを通じて、例えば大いに好奇心を持ってもらうとか、あるいは洞察力の力を強く持ってもらうとか、あるいは協調性ですね、そういうものを持っていただく。

場合によっては、自分の愛読書を、この本だけは必ず読む。そして、この本に書いてあることは実行してみて、一遍皆さんの評価を得てみる。そういう愛読書を持つ。

そういうようなことも、私はやっぱり自己研さんの大きな要素ではないかというふうに思っております。

就任以来、私は市長に立候補したときに、チェンジ、チャレンジ、クリーンということを言ってまいりました。世の中は社会の変化、経済の変化によって変わっていってしまうんです。

いや応なしに、自分が変わらなくても。

ですから、そういう意味では、社会、経済の変化にやっぱりチェンジしていかなければいけない。チェンジするためには、やっぱり目標を持って挑戦をしていかなければいけない。 それともう一つは、自分には清楚で、やっぱり規律をきちっと守る。そういう意味でのクリーンさというのがなければいかぬ。

こういうことで、私は市役所にまいりました。そして、そういう中で、この4年間、言葉ではカタカナ2文字で、ムリ、ムダ、ムラというようなことになりますけれども、これはどこでもあることなんです。

過去、非常に成果を上げたことでも、3年、5年たったときに見直してみると、過去には成果が上がっていたことなんだけれども、今はムダになっている。あるいは、それがまたムリになっている。そういうことがありますので、常にそういう検証をしていく心、マインドというものを必ず持っていただきたい。

こういうことで、私はこのムリ、ムダ、ムラについての取り組みを、職員の皆さんと一緒に やらせていただいたわけであります。

それからもう一つ、よく言っている言葉には、私は既成概念肯定型はだめですよと。あるいはもう一つは、くどいようですけれども、入口主義も大事ですけれども、こういうことに参加をした、こういうことをやりました。結果は、余り問われないというのが行政なんです。

民間は、一生懸命やったけれども利益が上がらなかったということになったら、経営が行き詰まるわけです。あるいは、一生懸命やったけれども、お客さんの勧誘ができなかった。あるいは新しい商品が開発できなかった。できなかったら、まあ1か0か。あるかないかということになるわけです。

我々市役所の職員は、私を筆頭にして、市民の皆さんから税金というものを預かって、 それをいかに市民のために有効かつ効果的に活用するかということなんです。それは時 代の変化、あるいは経済の変化、価値観の変化によって、おのずと変わってまいります。

ですから、そういう部分で昨日もちょっと申し上げたんですが、言葉を言いかえれば変化対応業の一つでもあるんですよと、こういうことを私は申し上げています。

おかげさまで、職員もいろいろ今、長年にわたってキャリアのある方、それから若い方、 私も市役所に来てからすぐ、わいがやミーティングといって、オフサイトミーティング、夜に なりますと、若い人といろいろミーティングもやりました。また近々やります。

私が退任をしますので、若いのが集まって、一遍市長の話を聞きたいということを言いますから、近々、もう2~3日先にやりますけれども、こういうところで若い人の意識、あるいは考え方を必ずどこかでキャッチアップをしなければいかぬ。そういう機会はやっぱり自分で考えてつくっていかないと、なかなかできないものなんです。

向こうからボールが飛んでくるということは少ないわけであります。むしろ、自分からボールを探しに行くということが、私は大事だと常々思っております。

そういうことも、これはまず1つベースにありまして、職員の皆さんは一生懸命はやってい

てくれるんです。一生懸命やっておられるんです。だけど残念ながら、この仕事に向いていないとか、あるいは、この仕事については少し過去、いろいろなトラブルを起こしたとかというようなことがありますので、仕事ぶりを見ていて考えられることは、元気よくやっているのかなと。

あるいは、きちっと約束を守った範囲内で仕事ができているんだろうか、あるいは人に検証をしてもらっているんだろうか、そういういろいろなことがあります。

あるいは、自分の仕事が遅れることによって人に影響があるのじゃないか、あるいは市 民に悪影響を与えているんじゃないかと、こういうこともあります。

あるいは、ケアレスミスが多い人、そういういろんな方がおられますので、私は月岡議員 が今おっしゃっていた社内というか、この庁内でやる研修というのは、私はある程度限られ るというふうに思っています。

そうかといって市役所は、社外の研修をやっていないかと言いますと、かなりやっている んです。予算を見ていただいてもおわかりだと思います。かなりやっている。

ですけれども、講師で来られる方が大体自治省の先輩とか、そういう行政に携わった方 がご卒業されて、そして、そういう方が、どちらかというとコンサルタントになって来ていた だきます。

業績評価ということもやっているんです。私も業績評価の講習会に一遍行きました。いろいる初めからずっと聞いていましたけれども、業績評価のやっぱり視点が、これは合いません。民間の人間と行政の方とは合いませんけれども、しかし、やっている思想は同じなんです。やり方も同じなんです。

ですけれども、寄らば大樹の陰というようなところがありますから、どうしても甘くなる。だから、私はそういう意味で先ほどちょっと言いましたけれども、やった仕事についてうまくいけば、私はよく頑張ってくれたと。その人がやった仕事がうまくいかなかったにしても、その人の人格を私は認めないということではありませんから、そういう意味ではチャンスは応分にみんなに与えていくと、そういうことも私は大事だと思います。

やっぱり我々でも、民間でトラブルを起こして、「おまえがこんなことをやってくれたから、 俺が首になるがや」ということを、私は重役から言われたことがあるんですけれども、その ときは自分も、ああこの重役のところで働いているんかというふうに思いましたけれども、 でも、やっぱり自分はこれからそういう轍を踏まないというようなことも、そこで学んだ一つ でもあるわけです。

そういう意味で今、職員の団塊世代の人の退職が非常に多くなってまいります。退職が 多いというのは、一つは非常に結構なことでもあるんですけれども、ある意味では危機な んです。長年培ったキャリアを持った方からおやめになっていかれるわけですね。

ですから、もう一つ言いかえれば、若い者から見れば、ここがチャンスということにもなるわけであります。先輩がいなくなったから、俺らは余り経験がないから、少々市民の方が甘く見てくれるんだろうかと、それはだれが見てくれるということになるわけですから、そう

いう意味では、職員は自分を自己実現させるとか、自分の能力を拡大させる、あるいは経験していない仕事を経験するチャンスが出てくるわけですから、そういうところも、ぜひ私は今、市の職員の方に、こんないいチャンスはないというふうに、ピンチとチャンスというのは共存をしているというふうに思っております。

まあいろいろ申し上げました。時間の都合がありますので、この程度にさせていただきますけれども、とにかく私もこの4年間で1部5課7係を廃止したり、あるいは今後、近い将来、課長補佐制度は多分なくなります。さらに言えば、次長さんという職階も要らないかもしれません。

といいますのは、やっぱり意思決定が、関所が幾つかありますと、昔から言いますように 千枚通しというのがあるんですが、千枚通しでぐりぐり、きりもみ戦法で仕事をやれというこ とを私たちは教えていただいたんですけれども、上の意思が下の部下までなかなか通りに くい。

今、部長さん、次長さん、課長さん、課長補佐さん、係長、5つのレイヤがあります。その下に主査、あるいは主事補、いろいろあるわけでありますから、できるだけレイヤは簡素化をしていく。そういうことによって風通しをよくしていく。そういうことも今後必要ではないかなと。

今回、この4年間に45名の職員が数の上では減りました。しかし、その人たちのやっていた仕事の能力の大半をみんなが引き継いでいるわけであります。ぜひ、そこら辺はお認めをいただきたいなと、こんなふうに思っております。

月岡議員が熱き思いで言っておられる社外の研修であります。社外研修は私は職員の層別化をして、例えば少し元気がない、声が小さいとか、あるいは自己アピールの少ない人とか、例えば元気のない人は、本当は自衛隊とか、そういうところに行ったほうがいいんです。

まあまあ元気はあるけれども、仕事の緻密さがないなと、こういうことになれば、そういう やっぱり盲点を持った人、そういうリスクを持った人は、やっぱり中小企業に行かなければ だめです。大企業ではだめなんです。

例えば、管理職として采配をきちっと振っていくということになれば、製造業がいいのか、 あるいはサービス業がいいのか、そういうことも私はこれからいろいろ検討してもらって、 ぜひ私は実現していただきたいことの一つであります。

残念ながら、私の期間、任期ではできませんでしたけれども、月岡議員のおっしゃった意味は私は十分理解していると、こういうふうに思っておりますので、ちょっとつじつまの合わぬ答弁をさせていただきましたけれども、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

No.57 〇議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.58 〇行政経営部長(宮田恒治君)

それでは今、市長がお答えできなかった部分の答弁をしていきます。

まず、消防署員の適正配置の件ですけれども、ここのうち、4点の質問をいただきましたけれども、1番と4番についてお答えをしていきたいと思います。

まず1番目、新人職員は定数条例の対象外でカウントすべきではないかというご質問でありますけれども、消防職員の新人職員育成に関しましては、月岡議員と考えを同じくしているところでもあります。

消防職員につきましては、一朝一夕に育成できないということで、本来 65 名の定員でありますけれども、全体的な定員削減や厳しい財政状況といった中、団塊世代の退職調整暫定数の増といたしまして、10 人を追加しております。このため、条例定数を 75 名としているところでもあります。

現在、消防職員数は 71 名で、本来の定数を上回っておりますが、定数増は一時的なものであると考えております。

しかし、市民の安心・安全にかける思いを考慮いたしますと、来年度の消防職員の採用 予定は現状を維持する数としております。

このことは、月岡議員の提案と同じ効果を生んでいるのではないかと思っております。

それから次は、今度は4点目になっていきます。定数条例を変更するかという質問ですけれども、この質問に対しましても、今お答えをいたしましたとおり、定数条例に関しては、今の答弁のとおりであります。既に増加をしているという形になっていきます。

また、新人職員を定数条例対象外職員とするという拡大解釈については、まあ困難であると認識をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから次、市の職員の意識改革のうち、市長は多分、1点目の質問についてお答えを されたと思いますので、2点目、3点目の部分についてお答えをしていきたいと思います。

職員の意識改革についての2点目でありますが、民間的な思考と行動力が求められる 職員でありますけれども、月岡議員の言われるとおり、職員にはその能力を最大限に発 揮する義務があると思います。

市では、このため人材育成基本方針に基づき人事管理、それから研修等、さまざまな分野において多くの施策をとってまいりました。

人事評価もその一つでありますが、その結果を昇級や勤勉手当に反映させ、民間同様、 成績に応じ給与に差がつく制度としております。

評価の結果、月岡議員のご指摘のとおり、勤務成績が良好でないとされる職員もおりますが、厳正な評価なくして人材育成は望めないと思っております。

人事評価は処遇反映のためだけでなく、職員の目標申告と絡めた人材育成のための大きなマネジメントサイクルであると位置づけております。これは民間の考えと全く同じにするところでもあります。

さらに、これまで人材育成策を発展すべく、改正もしてきました。同人材育成の方針では、行政運営における経営資源としての人の重要性を再認識し、人材の育成と活用に取り込まなければならないとしてきました。今後も、人こそが最大の経営資源であるとの認識を持って、行動していく考えでおります。

それから、3つ目の質問で、民間企業や近隣の自治体と人事交流してはどうかという質問であります。

これも議員の提案を踏まえ、継続的に他団体との人事交流や派遣、あるいはNPO団体の実務派遣研修を現在も行っているところであります。

現在、尾張農業共済事務組合に1名、豊明市福祉会に1名、計2名の職員を派遣するとともに、逆に社会福祉法人からも2名の職員の派遣を受けております。

また、NPO団体への実務派遣研修は、今年度も実施をしております。

これらの研修は職員の意識改革に寄与するところ大であると思っております。

職員削減の折、厳しいところでもありますが、今後もこうした機会をとらえて派遣を継続したいと考えております。

以上で終わります。

No.59 〇議長(矢野清實議員)

神谷消防長。

No.60 〇消防長(神谷清貴君)

それでは、月岡議員の消防署員の適正配置についてのうち、2番目、3番目についてご答弁を申し上げます。

本市消防職員の退職は、平成 18 年度末の2名の定年退職を皮切りに、団塊世代の職員の大量退職時期を迎えており、今年度末においても4名が定年退職をする状況であります。

現場活動においては、消防知識や現場経験豊富な職員が減少し、消防力の低下が懸念はされますが、これは効果的な人員配置により災害対応能力を最大限に発揮できる体制の確保に努め、あわせて職員個々の技術力を高め、組織能力の向上を図り、消防活動に支障が出ないよう、日々訓練等を重ねているところでございます。

具体的には、毎日実施をする日常訓練のほか、消火訓練にあっては、消火技術発表会と銘打っての抜き打ち訓練の実施、救急訓練にあっては救命発表会を適時開催し、時には専門医師を招き検証を仰ぐなど、レベルアップを図っております。

いざというときには、強いリーダーシップを持った指揮者と隊員一人ひとりが、士気旺盛な団体精神を持つ組織集団となることにより、消防活動に支障が生じないよう最大限努めているところでもあります。

また、地域防災の中核を担っていただいております消防団との連携により、消防力が低

下しないよう努めているところでもあります。

次に、職員の意識にほころびが生じる可能性ということについてご答弁を申し上げます。 消防職員は与えられた使命を達成するためには、常に有効な消防活動ができるよう規 律を保持し、消防業務を適正かつ能率的に遂行するために守らなければならない規程が あります。

消防職員服務規程の中には、災害に対する準備ということで、場面によっては非常招集や臨時招集が実施されることは職務の範疇であると、こういうことになっております。

こうした職制において、消防における厳しいこうした勤務状況を緩和し維持するための措置として、職員の士気を下げない環境づくり、消防装備の充実、風通しのよい環境づくり、自己申告制度の活用を図った適正な配置等、勤労意欲の向上を図る必要があります。

さらには、係長以上による監督者会議、また消防組織法に基づく消防職員委員会制度、 これは給与とか、それから勤務条件とか、それから勤務時間、あわせて福利厚生ですね、 こういったことに関して審議し、消防長に対して意見を申し出ることができる制度がありま す。

こうした制度を活性化することにより、消防職員間の意思疎通や、消防事務における職員の意見を反映しやすくし、調和のある職場づくりに努力することにより、有事に際し、適正な職務遂行ができるような職員育成に一層努め、職員の意識にほころびが生じないよう、最大限配慮してまいりたいと考えております。

団塊世代の退職問題と対策について、いろいろ月岡議員よりご心配をいただいておりますが、消防の任務上必要とする知識、技量は、ご指摘のとおり、やはり積み重ねの経験により適切なものになっていきます。

そして、知識、技量の継承教育と現在の消防力のスキルアップを、いかに図っていくかということにも力を入れていく必要があるとも考えております。

特に、新人教育の指導教育については、今まで蓄積された貴重な経験や知識、こうしたものの継承という課題を、各職場活動の中で伝承していくという姿勢を組織全体、消防組織全体が自覚し、総合的な人材育成戦略を推進していくことが、今の豊明消防には極めて大切であると考えております。

今後とも、豊明市の実態に合った効果的、効率的な運用に努め、現有の消防力の低下を招かないように努めてまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

答弁を終わります。

No.61 〇議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.62 O17番(月岡修一議員)

今回、2つの内容による質問を取り上げさせていただいてよかったなと実感しております。

消防署の、ただいま答弁をいただきましたように、これまでの詳しい実態というのは、なかなか理解する機会がございませんでした。

したがいまして、きょうの質問を通して、消防署のほうからかなり厳しい状況でありますけれども、一丸となって頑張っている様子がわかりましたので、本当に安心できる状況であるということがよく理解できました。感謝を申し上げます。

そして、最後ですけれども、私は相羽市長とこの4年間、一緒に豊明市の発展のために 手を携えて頑張ってこられたことを、非常に誇りに感じております。

これからも健康にご留意されて、高所からご意見をいただければ、ご指導をいただければ、本当に豊明市の発展も、さらにまた加速がつくのではないかなという気がしております。

あわせて、副市長に申し上げますが、市長さんの今の答弁をしっかりと踏まえていただいて、次の新しい市長さんを支えて、相羽市長の政治姿勢を継承していただきたいと、かようなことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.63 〇議長(矢野清實議員)

これにて、17番 月岡修一議員の一般質問を終わります。 ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時47分休憩

午後1時再開

No.64 〇議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

No.65 **〇1**番(毛受明宏議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問に入りますが、議員各位においても、きょうは胸に赤い札がついていると思います。

春の火災予防週間ということで、この週間に限らず、いつも市民はもちろんのこと、議員

各位においても、この火災予防に心がけていただきたいと思います。

そして、本議会を最後に退職をされる宮田行政経営部長、竹原教育部長、佐藤議会事務局長、加藤経済建設部次長においては長年、豊明市のために数々のご尽力を賜り、ここで厚く感謝をいたします。ありがとうございました。

また、本来なら同じく定年を迎えていただろう平野副市長においては、この先も市行政運営へのご尽力を継続して賜りますようお願いいたします。

さて、議員となって 11 回目の登壇にて、先ほどの質問ではありませんが、声を大きく本題に入りたいと思います。

まず、1問目の地球にやさしいCO2削減の取り組みについて。

近年、夏になると、体のぐあいにも影響を及ぼすほどの猛暑。この冬には、東北、関東各地において異常な降雪量で、10年、20年と進む中、各季節に地球温暖化を始めとする 異常気象を感じる時代となってきております。

そこには各メディアでも確認するCO2排出量、またCO2が影響しているのではないかと、国内外がCO2に対して各種対策を打つことに注目をしております。

そんな中、当市においても、もちろんCO2削減の取り組みは、将来に向けての対策として必要なことであります。

そこで、当市のCO2削減に対して2点、ご質問いたします。

以前にも各市町村のCO2削減事例をもとにご質問をしてまいりましたが、今後、豊明市としてCO2削減対策はどのように考えているのか、ご質問いたします。

もう一つは、これは以前より数々質問をしております防犯灯LED化推進、この件は商工会が、街路灯LED化においてCO2削減と省エネ効果を数字的にあわらしておりますが、先回、12月のご質問で総合計画中間見直しで防犯灯LED化を示すとされていますが、それはどのように取り組んでいくのか、どのように市民に周知していくのかをご質問いたします。

続いて、2問目の豊明市人材育成についてをご質問いたしますが、先ほど月岡議員の 質問の際に、豊明市の人材育成の件はしっかり市長からの答弁でご確認しております。

さて現在、市内各種の事業運営において、行政主導から市民主導と変わりつつあるのは、当市のみならず、各地においても同様の運営形態となっていることを各所にて確認をいたします。

しかし、市民主導といっても、市民だけでできるわけでもなく、そこに重要なのは行政側から支援する人、そして運営側に汗を流す人であり、お互いを支援しながらの体制をとらなければならないと思います。

いわば人、支え合う人づくり、人材育成が今から必要な課題であるのではないかと考えます。

人材育成は、平野副市長も先の協議会だったと思いますが、お口にした言葉であり、そ の重要性を感じさせられております。 また、昨日の代表質問でも数々出てきた課題でもあります。

そして、市民主導の次世代の担い手の観点に戻りますが、幾ら市民主導といっても、私たちぐらいの世代では市外勤務者数が多く、地元での時間は少なく、また地元で活躍する商工事業者数の目減りは、統計を見なくても確認ができる減少状態であります。

地元で頑張る人がいてこその活力であり、受け継いでいく気持ちの芽生えができることと 感じます。

そこで、未来の豊明市づくり、人材育成において、地元にいてこその人、それは市役所若手職員、また市内で起業している若手事業者の今後の育成、そして今後、豊明の地において活躍を目指そうとする方々の育成について3点、ご質問いたします。

まず1つ目、必ずや市内に息づかなければならない市役所の職員、その中でも将来の 市役所の中心を担っていかなければならない若手職員。その若手職員の育成はどのよう に考えているのか。

これは先ほど、ご答弁をいただきましたけれども、もし活躍などをしていることがあれば、お答えをいただきたいと思います。

今現在、前途多難な不況下、ピンチはチャンスと言います。内向的な感覚があるであろう市内若手事業者に対しての育成支援を行政はどのように考えているのか。

3つ目、市内で活躍を目指す人材のほかにも、市内で小さな事業でも活躍を目指そうと する人材に対しての育成対策はどのように考えているのかをご質問いたします。

3つ目のご質問に入ります。

有事に備えて市内建設業強化についてをご質問いたします。

先月 22 日に起きたニュージーランド地震は、本日も被災現場において日本人留学生の 行方不明捜査が続いており、できることなら捜査のめどが早くつくことを心よりお祈りする 次第であります。

そして、当地においても人ごとではない東海・東南海地震について、いつ起きるのか、この地に在住の方なら頭の片隅にいつも存在していることと思います。

また、発生を正確に予知することはできない状態であります。

しかしながら、東海・東南海地震が起きてしまったら、日本でも 10 年余前の月日は経過するものの、阪神・淡路大震災は記憶に新しく、震災各地をテレビで見てみましても、倒壊家屋の撤去、避難路の崩壊、復旧により第1次復旧に努めなければならない状況は、だれでも考えることではないかと思います。やらなければならない第一の活動かもしれません。

しかし、人力での復旧には限りがある。やはり重機などの機械の力が必要になりますが、その重機を市役所が所有しているのなら問題はありませんが、その機械を所有することもなく、重機を所有する市内の建設業者に頼らなければならないことは十分に考えられます。

しかしながら、昨今の民間不況や、それに基づくであろう公共の入札制度改革により、第

1次に頼らなくてはならないであろう建設業者も、最低価格見積もり入札が増え、より経営に悲鳴を上げ、重機を手放すなど、経営に苦しんでいるのも事実であります。

これも当市においても、10年前に比べると建設業者がのれんをおろし、そこからあらわれる業者の衰退が続いている現状であることは、確認していると思います。

そこで、まずは有事に備えるという観点から、また各区からの要望で多く出る道路、河川の維持管理においても活躍を願い、活躍を求めなければならないであろう市内建設業者の強化について、2点ほどご質問いたします。

市内建設業者数は、10年、20年前から見て、現在の登録業者数はどうなっているでしょうか。

2つ目は、低価格見積もり入札、また入札見積もり予定価格に対する当市の見識はいかがでしょうか。

最後の質問に入ります。火葬場事業の今後について。

現在でも、当市は知立市との火葬場の連携が続いておりますが、最近では知立市火葬場でも対応があふれ、名古屋市八事火葬場、刈谷市青山斎場への依頼が多々続いているのは、告別式、弔問に伺った際に、よく耳にする火葬場が不足していると思わせる現状ではないかと思います。

当市においても、火葬場事業は総合計画で記しており、今後、高齢者社会増大においても、深刻な問題であります。

そこで、火葬場事業について2点、ご質問いたします。

火葬場事業は大変経費もかかる事業であり、名古屋市においても近い将来に値上げが 行われるのではないかとお聞きします。もちろん、そのような経費のかさむ事業であり、単 独での運営は困難であると考えられます。

知立市との今後の連携強化や、また、そのほかでも火葬場に苦悩を抱える自治体もあると思われますが、もし広域で考えるなら、当市はどの範囲を目標としているのか。

2つ目、平成18年度に立てられた第4次総合計画においても、火葬場事業は記されております。5年が経過した現在、どのような進捗があったのか、ご質問いたします。

以上、4点、4つの問題ですが、壇上での質問を終わります。

No.66 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.67 〇経済建設部長(三治金行君)

経済建設部のほうに3項目のご質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきたいと思います。

1項目目の地球にやさしいCO2削減の取り組みについての中の、豊明市としてのCO2削減対策についてでありますが、現在のCO2削減対策として「とよあけエコアクションプラン」を策定し、電気、都市ガスの削減を重点目標に取り組んでいるところであります。

本市独自の取り組みといたしまして、生ごみ堆肥化事業、廃食用油を使用したBDF事業を行っております。

また、平成23年度からは、太陽光発電への市の補助制度も始める予定で、この制度も CO2対策の一つと考えております。

次に、2項目目の豊明市人材育成についての中の、市内若手事業者の育成についてでありますが、商工会においては、商業塾を平成20年度より実施して、市内事業者の育成事業を行ってきております。

今後も当該事業にとどまらず、市内企業等の発展のために欠かせない、強いリーダーシップを持った若手リーダーの人材育成を、商工会に推奨してまいりたいと考えています。

次に、市内で活躍を目指す人材についての対策でありますが、商業者ニーズに合った既存事業の改革や、新規起業者の開拓を推進してまいりたいと考えております。

例えば、市内の大型商業施設に顧客を取られ、空き店舗となった店舗を活用したチャレンジショップ等への支援などが考えられるものであります。

次に、3項目目の火葬場事業の今後についてでありますが、火葬場事業は建設、管理、 運営ともに多額の費用が必要となり、単独での建設は非常に厳しい状況と思っておりま す。

また、本市においては、知立市に大きく依存しているところでありますので、知立市を含めた広域で考えているところでありますが、具体的な広域での範囲や場所については、今後の課題となっているところであります。

22 年度においては、知立市との打ち合わせ会を3回ほど行い、情報交換をして進めているところでございます。

終わります。

No.68 〇議長(矢野清實議員)

平野副市長。

No.69 〇副市長(平野 隆君)

私のほうからは2点、お答えをいたします。

1点目は、CO2削減の取り組みについての中で、防犯灯LED化の推進の質問であります。

議員が壇上で言われましたように、私どもは今回、第4次総合計画の中間見直しを、この間、答申をいただいたという状況でございます。

その中では、夜間における犯罪撲滅の推進として、安心・安全な環境を形成するため、 防犯灯の拡充に努めるということと、寿命の長いLED電灯の導入を検討するという旨、記載をいたしました。

したがって、今後は総合計画に基づきまして、そのLED電灯の導入あるいは普及について、これは区、あるいは町内会のご理解、地元負担ということがありますので、そこら辺で区長さん、町内会長さんも含めまして、啓発しながら、ご意見をお聞きしながら、春日井方式を参考にしつつ、ぜひ検討をしていくという考えでおります。

そして、大きな枠の人材育成についての中の、若手職員の育成という中での、まあ若手職員の活躍の事例ということに特化したご質問というふうに受けとめました。

市の職員が地域に入って、市民とともに地域のために活躍するということでは、何といっても消防団員としての活躍が、まず1点にあろうと思います。

そのほか、多くの職員が市民と目的を共有して汗を流した、そして目的を達成したという 事例としては、何といっても、平成20年度より市民参加型にリニューアルをいたしました豊 明まつりが挙げられると思います。

20年度当初は、まつりサポーターとして市の職員、若手職員を中心として約90名の参加をみ、まつりの前日、当日ともに汗を流したということがあります。このことは、まつりの成功とともに、3年目となります22年度、今年度も引き継いでおります。

今後、言われますように市民主導の流れの中で、この豊明まつりというものを、引き続き 市民主体のまつりとして開催してまいりたいと思っておりますし、職員ボランティアの参加 も、積極的に促していこうという考えでおります。

終わります。

No.70 〇議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.71 〇行政経営部長(宮田恒治君)

それでは質問の3つ目、有事に備えて市内建設業の強化について回答をしていきます。 まず1点目、市内建設業者数の20年前、10年前の登録者数でありますけれども、市内 建設業の入札参加資格登録業者数の10年前は52社で、現在は40社ほどとなっており ます。

まあ 20 年前は、ちょっと不確実な数字でありますけれども、10 年前とほぼ同一ではないかと思っております。

業者数の推移につきましては、10年前に比べ現在は2割ほど減っております。

市内建設業の育成には官公需法を遵守し、今後も地元企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の低価格入札見積もりに対する市の見解でありますが、公共工事等の

執行については、標準単価や見積書により適切に設計積算を行い、予定価格及び最低制限価格設定をしています。

今後におきましても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる適正化法と言われるものでありますが、また、品確法を遵守し、公共工事等の適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.72 〇議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.73 〇1番(毛受明宏議員)

一通りのご答弁をいただきました。

まず、再質問になるかと思ったんですが、今、ご検討をいただくということで、前向きな答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

このLEDに関しては、私も一昨日、数えてみたところ、この議場で5回も質問をしているということで何とかつなげたい。確実に数字が出たのは、商工会がいい事例だと思いますので、やはり当市においても、取り組んでいただきたいなと思っておりました。

また、私もいろんなこのLEDは研究をいたしまして、例えば1つご紹介いたしますと、蛍 光灯タイプをLED化にすると、実のところ、これは余り採算がとれておりませんが、大体並 行だということです、20 年使った場合。

しかし、これは 100 ワットの水銀灯タイプになると、3年後からもう完全にLED灯のほうが効果をあらわしてくる。ランニングコスト、また器具のコストですよね、その辺をもう追い抜くという数字が出ておりますし、今回、本当に強調したかったのは、年間のCO2の排出量です。

例えば、蛍光灯 20 ワット型は年間のCO2排出量が 43.43 という、まあ試算ですけれども、出ております。これをLED化にすると、15.48 という半分以下の計算になってきます。

また、先ほど言った100 ワット型になりますと、年間、水銀灯は232.14 キログラム。それと対比しましてLED灯の防犯灯にしますと、30.95 キログラムということで、5分の1どころじゃないですよね。

それぐらいの数字で出ているので、これはやはり皆さん、全国、全世界が今、CO2の削減に向けて動いているという、まあ豊明市からの発信ということでお願いしたいということと、これがまた、調べているうちにおもしろいことが起きまして、実はこのLED灯が普及する中、電力会社がLED灯に対しての料金設定を今後研究していくということで、これはまた、今の契約体系よりちょっと下がるというお話であります。

早ければ年内というお話を中電には聞いておりますが、そのような状況でありますので、 ぜひとも推進してほしいというのもありますが、これも実はやはり、各区がつける防犯灯で あり、各区が理解をしてくれなければ、普及には至らないと思いますので、何とか市のほう からもLED灯と蛍光灯の対比表などをつくっていただいてご説明するなど、今後、LED防 犯灯の普及に努めていただきたいと思います。

そして、経済建設部のほうのCO2削減なんですが、本当に一つひとつ、どちらかというと 国からの方針が多い。堆肥以外はそんな感じじゃないかなと思いますが、こういう施策は 今からどんどん出てくると思いますので、ぜひ取り組んでいってほしいと私は思う次第であ ります。

「エコの街とよあけ」と、何遍ここで言ったかわかりませんが、この辺を代表するような自治体の運営に努めていただきたいと思います。

ですので、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、人材育成なんですが、若手職員が豊明まつりで一生懸命汗を流しているというのは、私も確認はしております。

そして先ほど、市長がしっかり答弁してくれたとおり、市役所の若手職員というのはそういう考えで、しっかり育てていってほしいというのと、あと、やはり職員減少の中、この議場に座る人材というのも、なかなか少なくなってくるのではないかと思いますので、将来のリーダー的な職員をしっかりつくっていただきたいと思います。

そして、大学教授の言葉を1つお借りしますと、日本の若者は今、内向的だということで、 壇上でも言わせてもらいましたが、そういう批判に、この大学教授は違和感を抱いている というお話なんですが、何かにチャレンジをするには、相当な力が要るということです。

その一歩を踏み出すための社会の後押しが弱くなっているのではないでしょうかということがありますので、やはり先ほど商業塾など、市内若手の起業の対象に、市のほうからも何とか方向づけですか、チャンスを与えていただきたいと思います。

そして先ほど、チャレンジショップという話がありまして、昨日もチャレンジショップの話が 出ましたが、例えば豊明市としてチャレンジショップを考えるとしたなら、シャッター街という のは豊明市にはなかなかないので、どの辺で考えて、どのような感じで、例えば進めてい く構想を持っておられるのか、お答えいただきたいのですが。

No.74 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.75 **〇経済建設部長(三治金行君)**

チャレンジショップというものは将来、お店の開業を志すという方に対してノウハウを学んでいただくと、こういうような場所でなかろうかなと思っています。

それで、場所的なことのお話でございますけれども、私どもが見ている限りでは、やはり前後周辺のところに非常に空き店舗といいますか、活性化がないというような感じがしておりますので、その辺が中心ではなかろうかというふうには今思っているところでございます。

どのようにということでございますけれども、こちらのほうは商工会ということも念頭に置きながら、そちらのほうとあわせながら検討が必要ではなかろうかというふうに思っております。

終わります。

No.76 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.77 〇1番(毛受明宏議員)

チャレンジショップというのは、私もいろいろといろんな仲間に聞いて、例えば豊田市でいうと、先般の議場でも言いました駅前の第三セクターの店舗が空いてしまって、その辺を何とかしたいという意味合いで、何とか入っていただけるような形をとるということで、家賃もそれなりの低価格、そして経営診断をしていただく、何というのですか、コンサルタントですか、それをセットでつけるとか、やりやすい、やっていただけるような特典をつけたチャレンジショップというのは、今挙げた豊田市以外でもやっていると思います。

そのような事例をしっかり見ていただいて、比べていただいて、これが豊明モデルなんだという方向にもっていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

そしてまた、いろいろと国のほうの経済産業省とか、その辺も中小企業に対するいろんな取り組みですか、その辺は地方に投げかけていると思いますので、その辺もしっかり調べていただいて、何とか若手に意欲が出るような支援ですね、それを考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして続きまして、有事に備えての市内の建設業強化ということで、業者数は 20%程度減っているということで、実のところをいうと、登録業者数というとかなり大きな範囲なんで、本当の地元というのは、かなりもう減っていると思うんですよ。

そして、いろんな最近は自由競争化時代ということで、やはり入札というもの自体が、いろんな観点で2割、3割と削られた状態で落札されておりますが、これは私の経験論なんですが、以前、やはり100%の見積もりをしても、3割方が多分経費だと思うんですよ。

経費を丸々残して、直接工事費ということで、現場だけをやりなさいよというような値段に 見えてしようがないんです。

だから、いろいろ監理というものが、その後について回りますので、その辺を考えると、本

当に大丈夫なのかなというのと、あともう一つは、この入札制度の座談会ということで私は出ました。入札には今、私は何にも関与していないんですが、やはり今の現状を知りたいということで出てみまして、そこでいろんな会社の、特に代表者じゃなくて営業マンですよね。

その辺が出てきてお話をするのは、役所の職員は、これは県だと思いますが、入札の予定価格について尋ねたところ、この価格は、業者が施工するのに、経費を入れてぎりぎりの採算がとれる価格であろうと推測をしているということで、しかし、もしそうであるなら、その価格から20%以上下げた金額が、例えば豊明市でも最低入札価格を設けておりますが、なぜ、そうなるのかが不思議だというお話です。

そしてもう一つが、ダンピングの価格というのは、やっぱり大きな問題にはならないという方もおられましたが、しかしながら、現在の建設業の現状は、悲惨なくらい厳しいということです。

ダンピングで入札を認めていただくのは、逆に、倒産企業の予備軍を、社会にどんどん 増やすことだということで言っておられる方もおられました。

逆に、最近の民間の傾向というのも出ております。同じ方が公共と民間を考えておられるのですが、これは県下の大きな信用金庫の工事を担当したというときの話らしいのですが、どのような観点で工事金額を決定しているのかを施主に尋ねたところ、大幅な利益を出すような金額では発注しないが、必ず必要最低限の利益が出るように工事の金額を取り決めているということです。

それは、なぜかというと、やはり施主のほうも、建設業で業者が赤字で工事を施工した場合、しわ寄せが協力会社にいき、その結果、発注側の信用がなくなる。企業のイメージを悪くして、その他の多くのデメリットの発生が生じるので、最低制限ではなく、そういう赤字になりそうな取り決めはしていないということであります。いわばあれですよね、信用保証も多分なくなるということだと思います。

だけど、自治体というのは、なかなかこういう入札制度をすぐ変えるというのは難しいと思いますので、逆に宮田部長、こういう今、確かに安ければ市役所に残が残り、市役所も楽になると思います。

しかし、いろんなデメリットもついて回っているというのが現状であり、その辺を、当たり前の答えしか返ってこないでしょうけれども、行政経営部長としてどのように今のお話を感じ取られましたか。よろしくお願いします。

No.78 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.79 〇行政経営部長(宮田恒治君)

まずは、予定価格の設定なんですけれども、これは地方自治法あるいは市の契約規則に基づいて適切に設計をされていると思います。

単価については先ほど、一番最初の答弁で申し上げました県の標準単価を使っておりますので、この中に当然、利益を見込んで設計価格は設定をしております。

ぎりぎりのラインだと、先ほどおっしゃいましたのは、恐らく最低制限価格のことではない のかなと思います。

それからもう一回、余りに低入札価格についてはどうかという考えですけれども、財政状況と市の経済状況というのは表裏一体ではないかなと思います。

市の財政状況を好転させるためには、やはり地域の経済も活性化させなければ、市の 財政を好転させることはできません。

ですから、何が何でも低入札価格がいいんだという認識はありません。適切な価格で、それは入札、契約をしていただければいいかと思います。

以上で終わります。

No.80 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.81 **〇1番**(毛受明宏議員)

確かに、それは今厳しいときでありますので、やはりお互いがいろいろ考えてやっていかなければいけないと思うんですが、本当に最近、私の過去の友だちなんですが、急にいなくなる子がすごく多いんですよ。

それはなぜかというと、やはり家財も残してそのまま消えてしまったと。何がいけなかったのかなとずっと考えると、回り回りで聞こえてくるには、この低入札でやり過ぎてしまって、本当にじり貧で、ぎりぎりのお金だけを自分のポケットに入れて逃げていったというお話をよく聞きます。

そんな状況が今、愛知県下でもかなり多くなったということで、一時期、万博、空港の際には、ちょっと伸びたんだと思うんですが、その辺がすべてなくなったということで、やはり皆さん、無理が生じてきているというのもあるのではないかなと思います。

そして、話をもとに戻しまして、有事に備えてということで、やはり消防署もいろんな道具 を持っておりますが、消防署だけではなかなか難しいと思います。

そして、先ほど言ったように、人の手で一つひとつ掘り起こすのも大変難しい。ニュージーランドの地震の今テレビを見ていましても、何というのですか、挟んで重機でどかさなければいけないというのが、まず第一にやらなければいけない作業ではないかと思います。

それが済んだ後に、先般も言ったように、兵庫県の芦屋市のほうで聞いてきた事例で言うと、中から道が開けると必ずや自衛隊は来てくれるということで、そうすれば救援物資も すべて届くということを私も聞きまして、まず大事なんだなと。

近所の大工さんでも何でもいいので、一遍声をかけるというのも、私らが努めなければいけないことだと思いますが、しかし今の現状では、かなり難しいことになってきているのかなと思いますので、その辺をしっかり、今後、建設業を助けるとか、それもそうなんですけれども、逆に、有事に向けて、どうしたら市役所のほうはいいのかというのはできていると思いますが、第一に大きな重機とか、そういうのが必要になってくるのは確かだと思いますので、どれぐらい壊れるのかはわかりませんが、なかなか想定ができるものではありません。

なので、その辺もしっかり考えていただいて、どうしたらいいのかということを、組織の中で考えていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、火葬場の事業の今後ということで、これは大変難しいことではないかなと私は思っております。

地元阿野区でもいろんなお話が出ております。候補として上がっているのかどうかはわからないのですけれども、決めつけたようにその場所だという方もおられますので、実のところ、今、愛西市ですか、愛西市が火葬場の建設に取り組んでおります。

そして、今年度に限っては、建設消防委員会でも宇都宮市のほうへ火葬場の運営ということで勉強をしに行きました。

宇都宮市の場合は、やはり中堅ゼネコンを筆頭にしたPFI方式ということでしたが、愛西市は行政のほうで運営をしているということでお話を聞きました。

しかし、この知立市との今、結びつきですか、これはしっかり大切にしていったほうがいいんじゃないかなというのもあります。

それはなぜかというと、私はきょう、この質問で再答弁をいただこうと思っていないんですけれども、こういう事例もありますよということで、お話をしたかったことが1つありまして、 実は今年のお正月です。

たまたま、年賀状を送った恩師に電話をかけたところ、雰囲気がちょっと違って、全然知らない人が電話に出て、「ちょっとかわりますね」と、かわっていただきました。

そしたら、「親父が死んじゃってよ」ということだったんです。正月といっても7日ぐらいでしたが、「いつ死んだの」と言ったら、「正月に死んだ」と言うんですよ。「何でそんなに長くて」と、そういう風習なのかなと思ったら「違う違う」と。

葬儀社に頼めばよかったんだけれども、いろいろそういう親父の遺言もあって、家でやって、お寺さんを呼んで、そんで手配してと、自分ですべてやってしまったそうなんです。

一週間もご遺体が家にあるというのは、かなり珍しいことではないかなと思うし、逆に、そんな状況だと、親戚も大変。家族はもちろん大変ですけれども、面倒を見る人が大変だと思うんです。

ひょっとして、そんなことになってしまうんじゃないかという、ちょっとした懸念を持ちまして、今回は質問をさせていただきましたので、やはりこの件もしっかり進めていっていただきたいなと思う次第であります。

本当に家族って大変ですよね、そういうときは。なので、いろいろと考えさせられましたが、やはり市のほうも、そういう状況もひょっとしたらあるんではないかということで、わかっていただきたいということで、きょうはお話をさせていただきました。

そして、いろいろと4年間、相羽市長には私もお言葉をいただきまして、民間という感覚、 相羽市長の民間感覚と私の民間感覚は多分違うところもあるでしょうが、やはり行政感覚 より民間感覚同士というのは、あああっと納得させられたところが私もたくさんあります。

きょう、いろいろ質問させていただきましたが、最後に聞いておきたいのですが、今、検 討にLED灯が入ったということで、余りここでは声にするものではないと思いますが、相羽 市長は、この議場をまずやれとか、いろんなことをおっしゃいました。

そういう新技術による将来への取り組みということで、相羽市長に最後に1つ、どう考えておられるか聞いておきたいなと。

トヨタで培ったいろんな技術があると思いますので、今後、日本はこうじゃないといかぬとか、持論もあるでしょう。1つ、最後にご質問いたします。

No.82 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.83 〇市長(相羽英勝君)

いいお答えができるかどうかわかりませんけれども、科学、技術というのは、我々の生活を本当に拡大充実させてくれる唯一最大の方法だと思うんです。

ある民主党の国会議員の方から、「2番でどうですか」というような話がありましたけれど も、やっぱり1番がいいわけです。

昔から、遅いことは猫でもやるという話があるんですけれども、私も学校は技術の学校ではありませんけれども、文系ですけれども、技術というのは、あるいは科学というのは、できるだけその便益を早く受け入れていく。そういうことによってブラッシュアップをしていく。そういうことが私は大事だと思うんです。

ですから、そういう意味ではよく言われる先駆者イズムというのがあるんです。これは言葉のとおりであります。人よりも早く研究をして、人よりも早く決断をして、そして実行していく。そういうことが私は大事である。

したがって、これは商工会の方も、いろいろ若手の方の育成の問題もありますけれども、 私は本気になってやるということだと思いますよ。

先ほど、チャレンジショップの話もありましたけれども、逃げ道をつくってはだめだと思い

ます。

そういう面では、例えば市のほうでやるということになれば、専任の者を選んでやる。そして、それ以外はやるなというぐらいの決意でやるということでしょうね。

ですから、いずれにしても我々というのは、1億 2,800 万人の競争の世界にいるんです。 たまたま、豊明市は6万8千そこそこですが、この結束力と競争、この中にも競争の原理 があるわけですから、そういうところで切磋琢磨をしていくという考え方は、やはりそのま ち、あるいは、その暮らし、生活を絶対に豊かな形に充実させていくだろう。そういうための 科学技術の活用、あるいは新技術の活用。

ですから、市のほうのコンピューターも、私はクラウディングコンピューターに早く移行できるような環境、あるいはそういう研究をしてほしい。

そういうことをすれば、これはコンピューターのコストというのは、ずっとこのままなんですよ。むしろ増えていくんですよ。老朽化していったり、陳腐化していきますから。

ですから、できるだけ早くそういうものに変えていって、技術の持っているメリットを享受していく。そういうことが節税であり、合理化であり、効率化であると、そういうふうに思いますので、そういう姿勢でぜひ取り組んでいきたいと思っております。

No.84 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.85 **〇1番**(毛受明宏議員)

ありがとうございました。

いろいろと私もこの議員1期を務めまして、世の中というのはいろんなことがあるもんだなと、本当に視点が正直いって変わってきたのは事実であります。育ってきたその場所でも、いろんなことがあるんだなというものにも出会っております。

また、周りの人間の考えというのも、かなり変わってくるものだなと思っております。

その辺をしっかり自分で何とかキャッチしながら、今後も頑張っていきたいなと、何事にも 頑張っていきたいなと思っておりますので、本当に相羽市長、4年間、きょうもいいお言葉 をいただきました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

No.86 〇議長(矢野清實議員)

これにて、1番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後1時50分休憩

午後2時再開

No.87 〇議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。 22番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.88 **〇22番**(前山美恵子議員)

では、発言の機会をいただきましたので、まず壇上より質問をさせていただきます。 1点目の質問、介護保険で「要支援」認定者のサービス切り捨て問題に関連して質問を いたします。

3年ごとにサービスの内容や保険料、基盤整備計画などの見直しがされています介護保険です。来年からの見直しにあわせて、政府が国会に提出予定をしている改定案の中に盛り込む方向で、具体化が進められている「予防給付と生活支援サービスの総合化」の概要が明らかになりました。

その内容は、市町村の判断で要支援者を保険サービスの対象外にして、ボランティア任 せの安上がりな保険外サービスに置きかえて、給付費を削減できる仕組みになっていま す。

要介護認定で自立の人と要支援の人も使える総合サービスを新設して、見守りや配食などを行い、これを保険外サービスとして実施されている地域支援事業に組み込まれることになるという、この総合サービスを導入するかどうかは市町村の判断となります。

これを導入すると、要支援者は従来どおりの保険サービスか総合サービスかのどちらかを利用することになり、その判断は市や包括支援センターとなるが、利用者の意向が必ず通るということにはならないし、利用者の意に反して保険サービスの対象外になる高齢者も出てくると思われますが、そうなれば高齢者の生活力がそがれることになるのではないかと危惧をするところです。

これまで高齢者は軽度のときこそ、しっかりしたケアで重度化させないことが重要だとされており、現在受けているヘルパー派遣などの生活支援が重要だと感じますが、当局ではどうお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

2点目に、この要支援者から保険サービスを取り上げる法案が国会に提出されようとしています。今申し上げましたように、高齢者の生活に重大な影響を及ぼすことになります。この介護サービス制限は認められないとの意見を国に対して言っていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。見解を求めるものです。

3点目に、要介護認定を受けている高齢者は、豊明市が障がい者と認めれば障害者控除の対象となるのですが、介護認定者が障害者控除を受けられるという制度が、広報や

お知らせに掲載されるだけで周知徹底されていないため、申請する人が少ないようです。

幾つもの自治体では、要介護認定者に申請書や認定書を個別に郵送するところもあり、 参考にするように昨年申し上げておきました。その後、どのように検討されたのか、お聞か せください。

2つ目の質問に入ります。

訪問理容サービスを障がい者にも対象拡大ができないか質問をいたします。

本市で、介護が必要で理容店に出かけることが難しい人に対して、理容店が出張して理髪するサービスが行われております。その対象は 65 歳以上で、3カ月以上寝たきり、または重度の認知症の高齢者となっています。

もともとこの事業は、愛知県が地域支え合い事業として、各自治体に補助金を出していたものを引き揚げてしまったのをきっかけに、各自治体で独自の事業として事業を拡充するところや後退させるところなど、さまざまな状況になっています。

隣の東郷町や長久手町では、重度の身体障がい者も対象にしており、本市の場合と違うようであります。

市内の重度障がい者を家庭で介護されていらっしゃる家族の方では今、デイサービスを 利用されている障がい者は月1度、施設での理髪サービスを利用できるようであります が、デイサービスを利用していない障がい者の家族には、負担が大きいようです。

東郷町の場合は、外出可能な障がい者には理髪店で、寝たきりの障がい者には、付き 添いを条件に訪問理髪サービスの対象にしているそうです。

障がい者も年々体力もなくなってくると、寝たきりで首を支える筋力も落ちてきて、家族での散髪は難しいそうです。

そのため、寝たきり高齢者と同様な状態にある障がい者にも、訪問理髪サービスの対象 に加えていただきたいと、ここに求めるものです。

3つ目の質問に入ります。

学校規模の適正化の視点は児童の教育にとって「適正」かという意味で考えてほしいと質問を用意いたしました。

小学校における児童数の学校間格差を是正するため、学校規模の適正化を検討すると して、適正規模等検討委員会が立ち上がりました。

この問題は、第4次総合計画でも児童数の学校間格差の問題として課題とされており、 続いてアイデア五輪で金賞を得て、行革アクションプランでは小学校の統廃合事業として 位置づけられました。

このままでいくと、統廃合にまっしぐらという流れになるのではないかと危惧するところであり、質問を用意いたしました。

全国的にも学校の統廃合が起きており、その背景に国が学校規模の最適化を掲げており、骨太方針でも学校の適正配置を決定したりして、国を挙げて統廃合政策があるということです。

古くから学校がそこにあるのはそれなりの理由があったはずです。そこで統廃合を前提とした議論が起これば、その地域の子どもや住民に何をもたらすのか、十分考える必要があるのではないのでしょうか。私は、卒業生から「あの学校がなくなってしまうの」という寂しそうな声もお聞きをいたしました。

さて、統廃合のプラス面という点では、まず大勢の人間と接することができるとか、球技ができるようになるなどのメリットが考えられますが、同時にマイナス面として、長い距離の通学路は事故や犯罪から子どもを守る上でも心配が増えます。教育上は丁寧できめ細かい指導が難しくなります。

これに関連して言いますと、学校の適正規模について、国は1学校 12 から 18 学級を適正規模としていますが、この適正規模というのは、子どもの教育にとって適正という意味ではなく、8,000 人程度の住民に1つの小学校が、行政的に効率がいいとされたゆえんから来ております。 それ以下は効率が悪いから統合しようというわけです。

しかし、子どもにとっていい規模というのは、もっと小さいサイズというのが世界の流れで、国連のWHOの見解でも、100人以下が望ましいとしています。

1学校 100 人規模ですと、地域の中で子どもが育ち、学校では一人ひとりの子どもに目が届き、教師と子どもとの人間的な温かい関係が紡がれる。そんなサイズこそが、子どもにとって適正ではないかという論理です。その点からいえば、今の学校は多過ぎるといえます。

また学校は、その地域の核としての役割を持っています。その学校があるから、その地域で子育てができる。地域の運動会やお祭り、文化祭などで、地域の住民がコミュニケーションが図れるなど、地域を維持する上でも欠かせない施設です。

そこで、子どもが少なくなったから安易に統廃合を進めて、地域のコミュニティーの崩壊や、地域社会の荒廃を招くことになれば、取り返しがつかなくなるおそれもあります。

だから、学校が小さくなっても、ぎりぎりまで統廃合を避けようとすることは当然であります。

ですから、学校規模の適正化の視点は、児童の数ではなく、教育にとって、地域にとって適正かどうかで考えていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

2点目に、児童減少によって空き教室や校舎などが発生をしますが、貴重な教育施設を 有効に活用する方法を模索できないでしょうか。

例えば、障がいのある子どもたちは、三好養護学校などに通っています。養護学校は、 どこでもマンモス校と言われています。体の不自由な子どもたちが、遠方までバスで通学 しなければなりません。

こういう障がい児を受け入れる豊明市立の設置を含めて教育条件の改善を、この機会に考えてみてもよいのではないでしょうか。この点についてお答えください。

最後の質問に入ります。

地方税滞納整理機構の設立参加に関連して質問します。

地方税の滞納整理を愛知県と市町が協働しながら徴収率の向上を目指し、収入未済額の縮減を図る目的で滞納整理機構を設立し、本市も参加することとなりました。来年度に 愛知県では発足をしますが、既に滞納整理機構は全国で設立をされております。

もともと、こうなったいきさつは、国税である所得税から住民税への税源移譲が行われ、 住民税等の収入未済額の増加は、地方にとって財源を確保する上でも放置できない状態 になってきたということであります。

そこで、滞納整理機構を発足をさせて、地方の自主財源である住民税などの滞納額の縮減を図ることが、全国的にも進められてきました。

また、総務省からも地方税の徴収率の一層の向上に取り組むべきこととしての通知、これは地方税の徴収に係る合理化、効率化の一層の推進についてという通知でありますが、これも出されており、全国的に滞納整理に拍車がかかっているという状態であります。

そのため、税金滞納者への強制的な徴収行為が全国各地で起き、市民とのトラブルも報告をされております。

本市でも、そのようなことが起きるのではないかということを危惧する次第であり、そこで 質問を用意いたしました。

1点目に、業務として滞納処分を前提とした納税交渉、徹底した財産調査、相殺、差し押さえ、公売を実施し、滞納額の縮減を図るとありますが、滞納整理機構は法律や条例に基づかない任意組織であり、差し押さえや徴収など公権力の行使はできないと思いますけれども、この点についてご説明をください。

2点目として、本市の徴収状況は悪くはないと聞いていますが、整理機構に参加しなければならない理由があるのでしょうか、お聞かせください。

3点目として、整理機構が市税や国保税の滞納額の縮減を図るとしていますが、今まで市の窓口で納税相談をして、分納方法をとるなどして市民の相談にも丁寧に応じ、市民に寄り添った納税を進めている本市の徴収方法が、この滞納整理機構でも守られる保障はあるのでしょうか。ご答弁ください。

以上で4点の質問をさせていただきました。

No.89 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.90 O健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より2項目につきましてご答弁を申し上げます。

まず1項目目、介護保険で「要支援」認定者のサービス切り捨て問題に関しまして、まず 1点目、高齢者は軽度のときこそケアが重要であり、ヘルパー派遣などの生活支援が必 用と思うが、市としての考えは、とのご質問でございますが、現在、要支援の方々には、生 活支援サービスといたしまして、介護保険の枠内でヘルパー派遣などの訪問介護や、デイサービスセンターで食事や入浴、機能訓練などを行う通所介護、また生活環境を整えるための住宅改修などの介護予防給付サービスをご利用いただいているところでございます。

議員のご指摘のように、昨年 10 月に国のほうで示されました「第5期介護保険事業(支援)計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る介護」におきまして、改正案が示されまして、これによりますと、要支援の方を介護保険外での地域支援事業や、予防事業と地域支援事業を一本化した総合サービスに組み込んでいくとされ、要支援の方々が介護保険でのサービスが受けられないことになります。

本市といたしましては、平成 24 年度からの第5期介護保険計画の策定にあわせまして、 検討をしていくことになりますが、この改正案が正式決定されていない現時点におきまして は、地域支援事業に組み込むのか、また総合サービス事業を新設するのかの方向は、ま だ定まっておりません。

今後の国の動向にあわせまして、他市町との情報交換も密にいたしまして、要支援の 方々への支援が後退することのないよう検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして2点目、軽度の人の介護サービス制限は認められないという意見を市として 国に求めていくかとのご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、要支援の 介護サービスにつきましては、地域支援事業か総合サービス事業か、これを新設して実 施するのか、今後検討していくことになりますが、利用者のサービス低下にならないよう努 めていかなければならないと考えております。

事業遂行上、制度的な問題や利用者に対する過大な不利益や負担が生じることがあれば、県、他市町と連携をいたしまして、国に意見を伝えていくことも考えなければならないと考えております。

続きまして3点目、要介護認定者に対する障害者控除認定書、または申請書の個別送付について、その後検討されたかとのご質問でございますが、所得税法施行令及び地方税法施行令に定める障がい者と証明する障害者控除対象者認定書につきましては、平成23年度から毎年12月に介護給付通知を送付する際に、要支援2以上の方への通知に同封をする予定をいたしております。

続きまして、2項目目の訪問理容サービスを障がい者にも対象拡大を、についてお答え をいたします。

議員が申されますとおり、重度の障がいをお持ちの方は、理容店に行くことが大変難しい状況にございます。

現行の障害者福祉計画の策定時に実施をいたしました障害福祉に関するアンケート調査では、障がいのある方にどのようなときに介護が必要かお聞きしたところ、外出の付き添い、そして炊事、掃除等の家事、金銭管理や生活の見守り、入浴、衣服の着脱、食事、代読・代筆、トイレ、こういった順番となっておりまして、少数意見も含めまして、理髪に関

しましては、特に回答がございませんでした。そうした観点から、現段階では緊急性は特には大きくはないと考えております。

しかしながら、今後は重度の障がいのある方のご意見をお聞きしながら、近隣でこのサービスを実施している自治体の状況等も研究をしてまいりたいと考えております。 終わります。

No.91 〇議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.92 〇教育部長(竹原寿美雄君)

それでは教育部からは、学校規模の適正化の視点は児童の教育にとって「適正」かどうかという意味で考えて、ということについてご答弁を申し上げます。

まず1点目は、学校の適正規模の検討についての問題でありますが、全国的に少子化傾向が進む中で、本市の小学校においては、一部の学校で小規模化傾向が、また逆に、社会増による大規模化に転じる学校も見受けられ、学校間で教育面や施設面等での教育環境の不均等が生じております。

学校規模等の適正化につきましては、統廃合を前提としたものではなく、あくまでも学校 間の不均等を検証するためのものであります。

本年度設置しました小中学校適正規模等検討委員会においては、適正規模及び適正配置における具体的な対策案をまとめていただきますが、今後、その手続に当たっては、地域の方々の意見や意向を確認するため、アンケート調査やワークショップを開催し、合意形成を図りながら事業を進めてまいります。

学校は、ご質問にありますように、地域のコミュニティーの拠点でもあり、地域にとって一番身近な組織であります。地域の方々の意見等をお聞きしながら、単に児童生徒の人数だけで判断するのではなく、学校と地域との関係等を総合的に検討していくことが必要であると考えております。

2点目は、空き教室等の有効利用の件でございますが、少子高齢化が進んでいくにつれて、地域住民のニーズも変容して、学校施設をどう活用していくのかという問題でありますが、社会情勢に対応した今後のまちづくりの一環として位置づけられた中で、議員がご提言の障がい児の受け入れ施設については、調査研究をしてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

No.93 〇議長(矢野清實議員)

平野副市長。

No.94 〇副市長(平野 隆君)

私からは地方税滞納整理機構の設立参加に関連してということでご答弁を申し上げます。

個人住民税を始めといたしまして地方税の滞納整理を県と市町が連携しながら推進し、 徴収率の向上、収入未済額の縮減を図るなどを目的に、平成 23 年4月に設立されるもの であります。

本市は、愛知県豊田尾張東部地方税滞納整理機構に参加をしていきます。

そして、ご質問の1つ目ですが、この機構は、公権力の行使が任意組織であるためにできないけれどもどうかということであります。

任意組織である滞納整理機構には、滞納処分に関する法的権限はございません。したがって、滞納案件を所管する団体の市町村長名、まあ市長名ですね、または機構での業務に従事する徴税吏員名で執行をしていきます。

そして、参加しなければならない理由は何かということであります。

この滞納整理機構の目的は、先ほど言いましたように徴収率の向上、収入未済額の縮減という大きな目的の一つのほかに、職員の滞納整理に係る技術の向上という、もう一つ大きな目的がございます。

本市におきましては、景気の低迷による厳しい雇用、所得環境により、滞納整理業務も厳しさも増しておりますので、こうした状況に対応するためにも、この機構に参加することといたしました。

そして3点目、徴収方法。

本市のような市民に寄り添った方法がとられる、守れる保障はあるかということであります。

派遣職員、まあ派遣職員というのは、豊明市から派遣する職員が派遣元、派遣する私ども豊明市ですが、の事案の滞納整理業務に従事することとしております。

機構で財産状況などを調査し、派遣職員、私どもから派遣する職員が、滞納案件については過去の交渉記録を踏まえて、担税力に見合った納税折衝を行っていくという考え方を持っております。

以上で説明を終わります。

No.95 〇議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.96 **〇22番**(前山美恵子議員)

では、再質問のほうは、今の滞納整理機構のほうから質問をさせていただきます。

一番最初に、公権力の行使はできないということで、するなら市町村の吏員の名前で督促、差し押さえなどをされるということなんですけれども、すごく問題になっているのは、この滞納整理機構は本来ならそうあるべきだと思うんですけれども、これが全国でかなり差し押さえ、滞納整理が強行されているものですから、これは国会でも問題にしまして質問をしましたところ、総務省の副大臣の回答では、これは可能であるという認識をされております。

ただ、市民の権利まで侵害するようなやり方はいかぬと。けれども、差し押さえとか、そういうことはやれる可能性があるというふうになっておりますので、豊明市の場合、今回、これに参加をしますと、この滞納整理機構でそういうようなことが起きるのではないかというふうで、ちょっと私も危惧をするんです。

滞納整理機構には、本市から離れて、県の職員が2名入って、各市町から1人ずつ職員が行かれて、それで各市町のほうから、これは50万円以上の滞納の方についての案件についていろいろもんで、それなりの処分をされるというふうに説明ではお聞きをしているんですけれども、そこのところで今、全国各地で起きているのは、そういう案件についても、それから今、分納計画で納めている方についても、差し押さえをしてしまったという案件がいっぱいあるわけです。

そういうことが、まず滞納整理機構のところで、きちんとそういう人権侵害のことはないという保障を、ここでしていただけるのでしょうか。

No.97 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.98 〇副市長(平野 隆君)

この滞納整理機構というものは、その中身は運営委員会と、それから滞納整理班と大きく組織分けをしますが、この滞納運営委員会というのは、県税事務所長をヘッドに市町村の収納課長2人で構成する委員会。自治体実働部隊が滞納整理班。今、議員が言われたように県職員2名、それから各市町から1名。5市町ですので、7名体制で、恐らく2班で編成されて滞納整理に当たるんだろうということでおります。

それから、今言われた50万円以上、市町はおおむね50万円、市町村は30万円の住民税等の滞納についての整理をしていくというのが、確認された事項であります。

今、最後に言われた保障ができるかということについて、ここで明言はできませんが、極力、そちらのそういう市民に寄り添ったという豊明市の方針が一応ありますので、本市のレベル、レベルといいますか、本市の滞納件数等の、また事務手続しますけれども、そちらについては十分、班長以下と協議をして進めてほしいという旨ぐらいは、伝えてもいいか

なという感覚は持っております。 終わります。

No.99 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。 再質問がありましたら、挙手を願います。 前山美恵子議員。

No.100 O22番(前山美恵子議員)

もともと、私はこの質問を用意しましたのは、2番目にもありますように、本市の場合、収納率というのは、隣の東郷町でも豊明市は大変収納率がいいというようなことを言って、研修にもいらっしゃったというぐらい、収納率は割と高いということをお聞きしたものですから、なぜ、この滞納整理機構に参加して徴収率を上げなければいけないのかなというのが、一つの疑問なんですね。

豊明市ですと、窓口に市民の方が相談にいらっしゃって、それによっていろいろ直に会って、直に肌で感じて、それこそ、この人は差し押さえをしてはいけないなとか、分納計画をお勧めしたりとか、いろいろこれは市民に寄り添った納税計画を立てて、分納にしていただいたりとかしているはずなんですけれども、これが滞納整理機構のほうに送られますと、豊明市民の状況を知っているのはたった1人の職員でして、後は他市の職員の人たちが、この問題を解決するために会議にかけたりしてやるわけですけれども、今、滞納整理機構がどうして問題かというと、滞納を整理するための特化した仕事ばかりなんですね。

それによって、良心的な職員が滞納整理機構に行って、随分教育を受けて、要するに滞納整理のためにどんどん邁進をしていくという状況が生まれて、今、こういう事件がさまざま起きているわけですので、本市でもそういうことにならないという保障はないものですから、その点では、この滞納整理機構に参加をする必要はないんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

豊田市は参加をしていないというお話ですので、そんなことはお考えにならなかったんでしょうか。

No.101 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.102 〇副市長(平野 隆君)

機構の参加については、確かに今回、私どもは豊田というブロック名の名前を言いまし

たけれども、豊田市は参加しておりません。

そういった参加しない市町にあっては、機構は随時、参加してほしいということをお願い していくということを聞いております。

それから、今の市民に寄り添ってという話が、また出ましたけれども、そこらの感覚は、 一つには、私どもが派遣する職員は、1年強を経験した徴税吏員を派遣しようという考え 方でおります。

いろいろスキルアップのため、ノウハウをいろいろ教えていただいて、県のプロに教えてもらうということになって、行き過ぎがということで心配になられますけれども、そういったことも、機構ですので、一つには大きな目的があります。

滞納を減らすという大きな主眼がありますので、そういうことも起こり得るのかなと思いますけれども、ただ先ほど言いましたように、市の案件は市の職員が、1人ですけれども、必ず追随します。その中で今までやってきた調査を踏まえて取り組みますので、そんなに議員が特に心配されるというような、全国的なことを言われましたけれども、そこら辺はきちっと班長といいますか、運営委員会のほうにも各課長のほうから進言をしてもらう方法が一つあるかと思います。

終わります。

No.103 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.104 **〇22番**(前山美恵子議員)

滞納整理機構について、職員の人の人格がいろいろ変わったというか、それを言えるのは、滞納整理機構は滞納を整理するのが業務ですので、総務省から出されている業績評価のところでは、新しい滞納については何日までに何件に減らせとか、それから何回督促、文書催告をして減らせとか、どれぐらいまでに成果を上げろというような業績成果が、これがついて回るものですから、勢い強行的な滞納整理にかかるということがあるんですけれども、この場では、私たちは市民の権利を守るという点では、そういうことが、滞納整理機構に参加をされて脱退はできないようなので、もしあれでしたら、これはきちっと市民の権利を守るような対策をつくっていくべきではないかなというふうに思います。

それでもともと、滞納されていらっしゃる方について、例えば国保税なんかはたくさん滞納されていらっしゃると思うんです。

これは収入がなくても国保税は払わないといけないとか、それから収入に本来見合った 税であるべきが、やはり不公平税制によって過大な税負担を市民が強いられていることか ら、滞納が発生をしているということもありますので、この点については、払える税額にして いくことというのは、もとより、これは必要だと思うんですけれども、そういう本当に払えないという人について、まず権利として、まあ納税は義務なんですけれども、権利として、例えば納税の猶予とか、換価の猶予とか、こういう制度があるということを、ちょっと市民にお知らせして、市民がきちっと申告をして、こういう権利を受けるというような対策を、市として考えてはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

No.105 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.106 〇副市長(平野 隆君)

滞納整理は、今言ったように担税力に合った徴収の仕方をしていきます。そして、今言うように、そういった納税相談ということも十分踏まえながらやっていくということを聞いておりますので、そういった考えで進めていきたいと思っております。

終わります。

No.107 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.108 **O22**番(前山美恵子議員)

確かに、豊明市は納税相談をされていて、ですから、私も大変その点では認めております。

ただ今、払えない人については、ぜひとも納税相談に来てくださいよといって、督促状の中に入れたりして、そういう努力をされていらっしゃるのは認めますけれども、税というのは、相談に来てくださいと。相談に来て分納計画でもしますよというのは、市民の側からいえば、これはお上にお情けでやっていただいている感覚なんですね。

だけれども、税が本当に払えないというときは、これは納税者の権利、これは権利なんですね。だから、払えないときは市民の権利として、やっぱり市民に自覚を持っていただいて、払えないときはきちっと証明をして、納税の猶予とか換価の猶予とかを受けられるような制度が必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、こういうことは、まあ今すぐにとは言わないんですけれども、ちょっと考えていただけないでしょうか。ご答弁ください。

No.109 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.110 O副市長(平野 隆君)

いわゆる、言われているのは納税の緩和措置というような考え方だと私は思うんですけれども、そういったことを広く、機構の中に入って、本市だけそれを中心にやるということは、今の運営委員会の中でどの程度言えるかどうか。

県税事務所長をトップとした運営委員会の中で、それは議題として上げるということも、 一つの方法かもしれませんけれども、今ここでやれますということは、私は申し上げられま せんので、よろしくお願いいたします。

No.111 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.112 **〇22番**(前山美恵子議員)

もともと、この滞納整理機構というのは、滞納額の縮減を図るのが目的ですので、私はこの滞納整理機構を聞いて、ちょっと北風と太陽というのを思い出したんですけれども、強行策の北風ではなかなか服が脱げなくて、温かい対策をして、やっと服を脱いだという話なんですけれども、強行策で滞納の額が縮減できるとは余り思わないんですね。

滞納額を縮減するために滞納整理機構ではなくて、鎌倉市なんかでは、それはその背景にサラ金とか、それから貧困によって生活保護の対策が必要だとか、そういう相談に乗って、サラ金を解決して納税してもらったというような対策をしているところもあるんです。

ですから、私は滞納整理機構にお一人、人を差し出すんだったら、まず豊明市で温かい そういう相談体制を、今、退職されていかれる方もいらっしゃいますので、そういう方と組織 化して、相談窓口コーナーなんかをつくられたらいいんじゃないかなと思うんですけれど も、この案についてどうでしょうか。お考えの余地はありますか。

No.113 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.114 〇副市長(平野 隆君)

ご提言として受けとめさせていただきます。

終わります。

No.115 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.116 **〇22番**(前山美恵子議員)

では、一番最初の介護保険のほうに入らせていただきます。

今、要支援の方は、うちの父親も要支援2で、ヘルパーさんに来ていただきまして、生きる意欲を随分つけたというのを、私は間近で見ているものですから、この介護保険のサービスがなくなったらどうなるのかと大変心配なんですけれども、もともと現在の要支援の大体1、2の人は、2~3年前は要介護2ぐらいだった人も含まれているわけですね。

かなり認定調査が厳しくなりまして、要介護2の人が1つ下がったり、2つ下がったりという、そういう現象がありまして、今度、そういう軽度な人は、介護ベッドが取り上げられ、電動カーテンも取り上げられて、何とか今のヘルパー派遣事業を受けて生活していらっしゃる。その人たちが今度は、このヘルパー派遣事業とか、そういう保険サービスを取られようとしているわけです。

ヘルパーさんからちょっとお話を聞いたんですけれども、軽い認知症の人たちは要支援 2ぐらいになるんですけれども、薬をきちっと管理していれば、認知症は重度化しないとい うことがあるものですから、ヘルパーさんがきちっと管理をして、何とか押さえているという 状況で、これがなくなったらどうなるのかとか、それから、おひとり暮らしの高齢者の方に ヘルパーさんが来て、調理をされて、温かい食事をするんだけれども、これが弁当でいい んじゃないかと言われるんだけれども、例えば歯の悪い人は、青菜なんかでもかみ切れな い状態が出てくるから、細かくしてみたりとか、温かいお汁にしてみたりとか、大変その人 の健康管理をしながら調理をしていらっしゃるとか、そういうヘルパーの派遣というのは、 単なるヘルパーの派遣ではなくて、専門的な知識を持ったそういう人たちなんだけれども、 それが取り上げられようとしているわけです。

これが受けられないというようになってくるんですけれども、こういう人たちの生活が後退するんではないかと思うんですけれども、この点についてどうでしょうか、お聞かせください。

No.117 O議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.118 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員のご質問のように、この介護保険の改正によりまして、従前の要支援の方々が、その介護保険によるサービスが受けられなくなるような可能性が出てきているということで、そのサービスの質や量の低下を、いろいろとご心配いただいているところでございます。

基本的には今、市が社協に委託をいたしておりますヘルパー派遣事業でございます生活援助員派遣事業、これの拡大、充実を図っていくというのが一つの方法かと思いますが、これは第5期計画策定の中で検討をしてまいりたいと考えております。

それから、今の生活援助員派遣事業は1時間当たり200円の本人負担をお願いしておりますが、これはあくまでも介護認定を受けるまでの特定高齢者を対象にした事業でございますが、今後は介護保険法の改正が正式に決定されれば、この生活援助員派遣事業の実施要綱の改正を行って、利用対象者や利用時間、サービスの内容等の拡大充実を検討してまいりたいと考えております。

それから、ヘルパーでないとできないお仕事というのは、もちろん資格を持たれたヘルパーにやっていただけるお仕事ですね。先ほどの薬の管理だとか、刻み食などの、その方に応じた食事の提供とか、そういったものは当然ヘルパーのお仕事になってくると思います。それで、それは先ほどのヘルパー派遣事業のほうで行っていただくということで、後は総合サービスのほうで、それ以外の担い手の方については、それ以外の生活支援の任に当たっていただくと、そういったこととのすみ分けを考えていかなければならないというふうに考えております。

終わります。

No.119 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.120 **〇22**番(前山美恵子議員)

生活援助員派遣事業ということで、この生活援助員さんというのは、ヘルパーさんの資格を持っているという専門職というふうにお聞きをしているんですけれども、今の生活援助員ですと、一週間に2時間しかだめというふうにお聞きをしているんですが、要支援2ぐらいとか、要介護の軽度の人については、うちの父親も一週間に3回、1時間半ずつ来ていただいて、調理やお掃除をしていただいた。それで生活を何とかやっていけれたんですね。

それで、その間にお弁当を1日おきに入れて、何とか一週間暮らして、やっと生活が保たれたんですけれども、この生活援助員制度になると、そういう一週間に2時間までぐらいですと、ちょっと足らないということになるんですけれども、そういうところはどういうふうに補

っていくんでしょうか。

No.121 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.122 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

その点につきましては、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、現行の生活援助員派遣事業の利用対象者とか利用時間、サービスの利用を拡大充実していくということも検討いたしますが、それ以外に、先ほど申し上げました本来、ヘルパーにやっていただく以外の仕事、いわゆるその他の生活支援のお仕事を、例えばNPOの方だとか、それから有償ボランティア、無償ボランティア、それから一般の方々にやっていただくといった部分も検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.123 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.124 **〇22番**(前山美恵子議員)

介護サービスの質については、これから法が変わって、それからまた本格的に計画を立てると思われますけれども、経費について、保険予防サービスですと、1割負担で随分単価が安かったということがあるんですけれども、これでいきますと、介護保険から外れるわけですから、1割負担ではないし、さまざまな有償ボランティアとか、そこら辺のところでは本人さんの費用負担が増えてきて、かえって受けないというようなことが想像できるんですけれども、この点についてはどういうふうに取り組まれるのでしょうか。

No.125 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.126 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

介護保険法に基づきます本人1割負担と、それから先ほどの生活援助員派遣事業の1時間200円、この辺のところを比較したことがございますが、そういった料金については、

今後とも研究してまいりたいと考えております。 終わります。

No.127 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.128 O22番(前山美恵子議員)

この要支援の認定サービスの切り捨ての問題については、これから国会で議論をされる んですけれども、今言いましたように要支援の方が、せっかく要介護にならないように、ヘ ルパーさんも、それから本人さんも大変頑張っていらっしゃるんですけれども、法律が通っ たら本当に大変なことになるということが、おわかりいただけたと思います。

先ほど、国に対してそう言ってくれといったときに、まあ考えていかなければならぬという ふうなんですけれども、これについては絶対に国に言わないといけないと思うんですけれ ども、強い決意をいただきたいなと思いますが、お願いいたします。

No.129 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.130 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほどのご答弁と重複するかもしれませんが、業務を遂行する上で利用者の方に過度な不利益とか負担が生じるような場合、それが制度上の問題であれば、やはり他市町とも足並みをそろえまして、県とも連携をいたしまして、県市長会等の機会をとらえまして、国のほうには伝えていかなければならないと考えております。

終わります。

No.131 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.132 **〇22**番(前山美恵子議員)

じゃ、ぜひとも国のほうに足並みをそろえて、一丸となって、これは言っていただきたいと

思います。

3番目の障害者控除認定書については、今度から個別郵送をしていただけるということで、この問題について、私も介護保険ができてから何度も、何年も言い続けてまいりましたが、大体8年ぶりぐらいにやっと日の目を見ることになりました。

ぜひとも、喜んでいただける制度ですので、落ち度なく取り組んでいただきたいと思います。

次の訪問理容サービスについては、アンケート調査もされて、ほかのほうで優先するものがあって、理髪サービスについてはそんなに希望がないということなのですが、ただ私の身近なところでも、大変困っていらっしゃったこともありまして、そう大きな額ではないと思うものですから、ぜひとも何かのときに、予算が余ったときにこういう制度をつくるとか、何とかしていただきたいと思います。

学校のほうに移っていきたいと思いますが、今回、学校規模の検討委員会については、 今後アンケートとワークショップなどで地域の人たちにいろいろ調査をするということなの で、統廃合を目的としたものではないよというふうに言われたんですが、先ほども壇上で 言いましたように、流れが、もともとアイデア五輪と行革のところで統廃合と。

昨日ですか、市長が統廃合はもっと早くやればよかったということも言っていらっしゃると、やっぱり学校の問題、この問題は、まず統廃合を前提として動いているなという危機感を持つわけであります。

それで、小規模の対象とされているのが、唐竹小学校で220人ぐらいだというふうにお聞きをしているんですけれども、先ほど言いましたように、世界のレベルでは100人ぐらいが、100人以下が最も望ましいというふうにされているんですが、国際学力調査でフィンランドはいつもトップレベルですよね。

3回トップレベルで、高い数字を上げたというふうに聞いているんですが、ここは全国的 に平均して1学校、101人です。

日本はといいますと、日本は平均すると320人で、成績のほうもごらんのとおりなんですが、アメリカでも平均して460人ぐらいの大規模校で、やっぱり成績については中間ぐらいというふうに聞いているんです。

いかに小規模校では子どもに目が行き届き、そして学力もちゃんとつけられる。これの決定的な要因が小規模校であるということで、これがWHOのそういうもので判明をしているわけです。

唐竹小学校だけが 222 人で、これは小規模校というふうに烙印を押して、さあ統廃合の対象にしようというのが、世界的な規模から見たら、ちょっとおかしいのではないのかなというふうで、今回、質問させていただきました。

それは、この学校の施設が地域のコミュニティーの拠点であるということも、これは一つの要因だと思うんですけれども、そういう意味では、総合的な判断で、そして子どもの感情もよく考えて進めていかないといけないと思うんですけれども、人数の問題だけでなく、そ

ういうのを身近な拠点として考えていかなければいけないと言っているわけですが、検討 委員会に対して、やっぱりこういう世界の状況、それから小規模校のよさということも、きちっと伝えて検討をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

No.133 〇議長(矢野清實議員)

残り時間3分ですから、簡潔にお願いいたします。

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.134 〇教育部長(竹原寿美雄君)

この検討委員会は、最初に申し上げましたとおり、合併というか統廃合ありきでということで検討をしているわけではありません。

この検討委員会につきましては、望ましい教育環境を目指して幅広く検討し、よりよい教育環境の確保を目指して、そうして検討していただいております。

現在、2回まで検討委員会を実施してまいりましたが、この中で委員の方からは、地域性があるのでデータだけでは判断できないのではないかといった、そうした意見もいただいております。

最終的に、そうした意見が取りまとめられて、ご提言をいただけることというふうに考えております。

以上で終わります。

No.135 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

残り時間は2分少々です。

No.136 **〇22番**(前山美恵子議員)

検討委員会のほうにご提言をしていただくということなら、やはり今のさまざまなコミュニティーの問題とか、子どもの心の問題とか、そういうことも伝えていただくと同時に、日本では、小学校ですと2万3,000ぐらいの数があります。

そのうち、11 学級以下の学校は1万 1,400、大体 50%ぐらいが、豊明市で今いう小規模校に当たるわけです。

そこのところで、別に問題も起きていないし、それから、そういうさまざまなデメリットとしてクラスがえができないとか、いじめにあったらあれとか、それから運動クラブができないと

か、そういうことの障害というのは起きていないのではないかと思いますので、そういうのは正確に伝えていただきたいと思います。

それから、これからアンケート調査をされるということなんですけれども、何といっても学校については、子どもさん、児童が主役です。子どもの権利のこれから条例もつくろうというときですので、子どもの声は確実に反映できるような組織をつくっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間がないので、2番目の養護学校について、これは昨年、瀬戸市が、空き教室がいっぱいあって、養護学校にしたんですが、こういう検討委員会を立ち上げるぐらいの余力があるんだったら、やっぱり遠距離でバスで行かなければいけない肢体不自由児の子どもの教育について、真剣にこちらのほうを取り組んでいただきたいなということで、問題提起をさせていただいたわけです。

これについて、今後のまちづくりで調査研究ということなんですけれども、これにも本格的に取り組んでいただきたいのですが、その点について今後の対策、方針なんかはいかがでしょうか。

No.137 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

あと30秒です。簡潔にお願いします。

竹原教育部長。

No.138 〇教育部長(竹原寿美雄君)

この空き教室の利用につきましては最近、ご承知だと思いますが、状況が少し変わって きております。

というのは、国の制度改革で35人学級というような傾向になってきております。ですので、実際に教室が空いていくのかどうかということについても見きわめながら、今後、進めていきたいと思います。

以上、終わります。

No.139 〇議長(矢野清實議員)

これにて、22番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。 ここで、10 分間休憩といたします。

午後3時1分休憩

午後3時11分再開

No.140 〇議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

19番 坂下勝保議員、登壇にてお願いいたします。

No.141 〇19番(坂下勝保議員)

一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

2月 22 日、ニュージーランドの地震による大惨事については、本当にお気の毒に感じております。新聞なんかによりますと、建物がケーキのような建物だったということが報道されておりました。ぺっしゃんこになってしまったということで、本当に悲しんでいた住民がみえました。

また、私も一般質問でもやっていますけれども、第1分団から第7分団まで見て回りました。 第3分団、第4分団、第4分団はすごいなというのは、建物も3棟ぐらいありました。こんなにあって本当にいいものかなという気もいたしました。

第1分団が今度建てかえしますが、それでもまだ、第7分団よりいいかなという気がいた しました。

それでは、第6次実施計画について一般質問をさせていただきます。

桶狭間区老人子供集会所でありますが、これは憩いの家をつくる前の名称であるようであります。

昭和 52 年、中京競馬場より整備事業の一環として、老人子供の家と消防団詰所として 関係機関が助成し建設したものであります。

その後、平成3年2月6日に管理区分を明確にするため、消防団詰所部分、車庫及び8 畳間、67.12 平米でありますが、桶狭間区より寄附を受けたということであります。

寄附採納のときに、区と市が協議をする条件があります。電気料金、水道料金、建物保険料、詰所部分、他の分団同様に消防本部が負担する。

そして今度、老朽化が進み、老人、子ども会としては危険なため使用ができません。現在、使っておりません。

消防団詰所はどのような状態でしょうか。災害が起これば、ニュージーランドみたいになるのも目に見えております。

第7分団を頼りにしている方々は、桶狭間区、舘区、落合区、西区、間米区、二村台1区、二村台3区、二村台6区、計8区に1万9,679人が住んでおります。

第6次実施計画に建てかえ時期が平成 25 年とありますが、一刻も早くお願いいたします。

災害がないことにこしたことはありませんが、建物、消防車がつぶれたら、大変大きな災害が想定されるものであります。

21 年度に桶狭間区長及び皆様からたくさんの要望が出ておりました。消防に関する計

画の所見をお願いいたします。

次に、ひまわりバス新路線開始でありますが、私もこの間の 27 日に区民の方々の声を聞きました。

高齢者は5年、また 10 年で、今よりもどんどん増えていくだろうという皆様のご意見がありました。私もそのように感じております。

要望ですが、ひまわりバスは市民の貴重なタクシーがわりであると思われます。

平成 11 年 11 月2日に豊明市役所前を出発いたしました。週4日間の運行でありましたが、今回と同じく車両2台のひまわりバスで、1号、2号と分けて各施設を巡回しておりましたが、一方通行の時間がかかり過ぎるため、何とか変えてほしいという声が上がりまして、検討委員会が今現在のバス路線に変えたわけでありますが、それにしても、また人間とは勝手なもので、よければ悪い、悪ければよくと、いろいろ言い出しました。

それでも、市長が全国自治宝くじに相談したら、2台を引き受けてくれて、本当にありが たく思っております。

それでは、次のことについてを質問いたします。

舘区、桶狭間区、大根区から前後駅南口まで、午前中の運行をどのように考えているのかをお願いいたします。

舘中町内から中京競馬場前駅南口まで歩くと20分ぐらいかかるのでありますが、その辺 も考えてください。

それから行き先、バスの案内が本当にわかりにくい。横文字をやめて日本語で書いてく ださいとありました。

それから、ひまわりバス検討委員会を開いてください。そして1台増車して、3台の運行にしてください。

それから、前後駅まで名鉄電車、タクシーの無料チケットを考えてください。 そのようなご意見もありました。

どうか適切な答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

No.142 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷消防長。

No.143 〇消防長(神谷清貴君)

坂下議員の第6次実施計画書 消防団第7分団についてご答弁を申し上げます。

消防団第7分団詰所は、議員が壇上で申し述べられましたとおり、中京競馬場の周辺整備事業の一環として、中京競馬場ほか関係機関の助成金により桶狭間区へ、「桶狭間老人子供集会所」として建築寄贈された物件であると承知をいたしております。

土地面積は 156 平米で市の所有地、いわゆる行政財産でございます。

建物につきましては、平成3年2月に第7分団詰所として、桶狭間老人子供集会所の建物中央より西側の部分、約67平米が桶狭間区さんより市へ寄附採納されております。

これによりまして、現在の建物の約半分は桶狭間区さんの所有、そして残り半分は豊明市の所有という現況となっております。

そして平成 21 年 11 月に、市と桶狭間区さんとの間で、豊明市消防団第7分団詰所と桶狭間老人子供集会所に関する覚書が締結されました。

内容は、市が申し出れば、桶狭間区さんは区所有部分の建物を速やかに市へ寄附採納する旨、その場合には、市は寄附採納を受けた建物を第7分団詰所として、できる限り早い時期に建てかえる旨が合意事項として記載されております。

このことにより、第4次総合計画に係る第6次実施計画の策定におきましては、第7分団 詰所建設事業として、平成 25 年度に建設することを掲げさせていただきました。

金額は、解体費を含めまして、工事費3,000万円でございます。

これらの件につきましては、実施計画策定後、今年度の桶狭間区長さんとは、既に確認済みのところでもありまして、地元区との合意形成はでき上がっているということでございます。

次に、昭和56年以前の建築基準法関係対象外の分団詰所は、第1分団と第7分団だけでございまして、分団詰所は重要な災害活動拠点であり、かつ地域住民の安心・安全な生活基盤に係る消防体制の強化に対応するためには、分団詰所の耐震改修工事は早急なる課題であると、このように判断をいたしております。

なお、現在の第7分団の車庫部分につきましては、軽量鉄骨スレートづくりでありますので、地震等の災害時でも耐え得る構造であると確認いたしておりますが、木造部分の桶狭間老人子供集会所については、大地震の場合、倒壊の危険性はないと断言することはできません。

現在では桶狭間区民会館が別の場所に新設されておりまして、桶狭間老人子供集会所の利用はなされていないと承知をいたしております。まずは一安堵しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

No.144 〇議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

No.145 O経済建設部長(三治金行君)

ひまわりバス新路線運行開始についてご質問をいただきました。順次、お答えをいたし たいと思います。

初めに、舘区、桶狭間区、大根区から前後駅南口まで午前中の運行についてということ

でございますが、今回の改正につきましては、法に基づく地域公共交通会議を平成 21 年 3月に立ち上げ、検討をしてまいりました。

ひまわりバス改正につきましては、市内の各種団体の代表者の方6名、市関係者3名及び市広報にて募集した3名の公募委員を合わせて12名にて構成された会議であります。

会議では、平成 21 年5月にアンケート調査やOD調査、またバス利用者を対象にヒアリングを行い、ひまわりバスの利用調査を行いました。

この調査結果や平成15年度に実施しましたひまわりバス利用状況調査結果をもとに、6回の会議で検討していただき、合計8回の会議の結果、今回の改正となりました。

改正後は、1号バスは、前後駅南口を起点に大根循環、南舘循環、大脇循環、市役所 及び藤田保健衛生大学病院の5コースとなり、2号バスは、文化会館を起点に若王子循 環、豊明駅、上高根循環、前後駅、中川循環及び間米の7コースで運行をしております。

ご質問の午前中の便でございますが、1号バスの5コースのうち、大根循環は午前中、前後駅南口、午前8時と10時55分の2便で、南舘循環は8時26分と11時51分の2便を運行している状況でございます。

1号バスでの午前8時から正午までの時間の中で、総便数は7便で、このうち大根循環と南舘循環で合計4便確保しているところでございます。

これ以上の確保には、運行上限界がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、舘中町内会から中京競馬場前駅南口まで歩くと20分かかる。まあ時間がかかり、 わかりにくいということのご質問でございますが、時刻表及びバス停の位置を掲載しました チラシを、昨年の10月に全戸配布をしております。

また、A3版ではございますが、時刻表を掲載したチラシを作成して、市内公共施設に備えつけてあります。持ち運びもできますので、ご利用いただきたいと思います。

停留所時刻表の表示については、今後の更新時に、現在の文字より大きい文字を使い、見やすく、わかりやすくと考えてまいります。

また、名鉄バスに係ります行き先の案内がわからないですが、名鉄バス知立営業所へ ご意見を伝えたところ、名鉄バスダイヤ改正の際に改善を検討しますとの回答をいただい ております。

次に、ひまわりバス検討委員会の開催、そして3台の運行についてでございますが、平成23年度におきまして、地域公共交通会議の開催を考えております。

バス増車につきましては、実施計画にも平成 24 年度に車両購入が計画されております。増車に向けて各方面へ要望をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.146 〇議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.147 〇健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より前後駅までの名鉄電車、そしてタクシーの無料チケットの助成についてお答えをいたします。

タクシーの無料チケットの助成につきましては現在、社会福祉課で、重度の障がいをお持ちの方に福祉タクシー料金助成事業を、また高齢者福祉課では、65歳以上で要支援・要介護認定で非課税世帯の方に、高齢者外出支援事業といたしまして、タクシーの初乗り基本料金相当額を年間、最高 48 回分助成をいたしております。

これは、障がいのある方には、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように支援をいたし、高齢者外出支援は、少しでも外出を助成いたしまして、健康維持とともに介護予防を目的としたものでございます。

したがいまして、ひまわりバスにかわる事業としてのタクシーの無料チケットは考えておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

終わります。

No.148 〇議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.149 O19番(坂下勝保議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

平成 25 年の第7分団の詰所の建てかえでありますが、工事期間等もかなりかかると思いますが、どのくらいでしょうか。お願いします。

No.150 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷消防長。

No.151 〇消防長(神谷清貴君)

建てかえの工事期間は、過去の例で申し上げますと、約6カ月を要すると承知をいたしております。

できることなら、その時期は、当該年度の早い時期に着工をすることが望ましいと考えております。

以上です。

No.152 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.153 〇19番(坂下勝保議員)

工事期間中の第7分団の車両の車庫でありますが、これはどのように取り計らわれるつ もりでしょうか。

No.154 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷消防長。

No.155 〇消防長(神谷清貴君)

工事期間中の第7分団の仮の詰所のことだというふうに承知をいたしますが、仮設の車庫を新設といいますか、仮設を整備することは新たな予算が伴います。

よって、今現在でありますけれども、消防署の南部出張所を仮の車庫として利用する予定ではどうかと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

No.156 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.157 **〇19番(坂下勝保議員)**

大変ありがとうございました。

期間も少しまだありますが、予算的にも大変大きな予算であります。なるべく早くでき上がるようにし、安全・安心なまちづくりをお願いいたしまして、この件については終わります。

それでは、ひまわりバスについて少し質問します。

この資料は、先の第1回の交通システムのバス時刻表なんかがついております。14.5 キロとか、11.7 キロとかという資料を私は持っておりましたので、ちょっと読んでみましたが、週に4回運行していたのが目につきました。

そして、このひまわりバスの、要するに旧のバス路線でありますが、いいところ、悪いところがやっぱりみんなあるわけです。今回のものと旧のやつとを、ちょっと足したものがちょうどいいのかなという気もいたしました。

それでは、お尋ねします。

今回、新しい路線の10月から今までの、路線ごとの乗車率はどんなものかをお願いします。

No.158 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.159 〇経済建設部長(三治金行君)

路線ごとといいますか、昨年の 10 月から今年の1月までの4カ月間の統計でございますけれども、改正後におきましては、約3万 2,600 人ということで、約 9,800 人ほど、全体では落ちているというような状況でございます。

それから、舘地区、桶狭間地区、この辺の地区につきましては、5カ所の停留所があるわけでございますけれども、こちらのほうにつきましても、改正前の人数で言いますと約2,500人ぐらい、それが改正後におきましては約1,700人ぐらいということで、800人ほど減っているというような状況でございます。

終わります。

No.160 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.161 **〇19番(坂下勝保議員)**

バス路線が悪いわけではなしに、名鉄を使っている部分が多々あると思います。 このようにひまわりバスを利用されている方は、特に高齢者が多いのではないでしょうか。

近隣では日進市が現在6台、東郷町が4台、大府市が4台、また豊明市が2台で運行していますので、それも無理はないような気がいたします。

ここの舘区、大根区、桶狭間区で、何でチケットを出してくださいというのは、本当に何の 足もないのです。

それで、これから5年、10年たつと、絶対バスだけを利用して、マイカーがなくなるのでは

ないかなという懸念もあります。

それで、前後駅発の名鉄の時刻表を調べてみたんですが、衛生大にはたくさん出ている んですね。

それからもう一遍、チケットの話をしますけれども、前後駅を起点にしまして、名鉄電車で有松駅までは 160 円、前後駅から左京山駅までが 180 円、前後駅から名鉄バスで市役所までの料金が 170 円、それから前後駅から名鉄バスで藤田衛生大学まで 250 円、有松駅から名古屋市営バスで幕山まで行くと 200 円、往復 400 円です。たくさんのお金がかかるので、これも大変だと。

なぜかというと、ピアゴが2月6日に閉店いたしましたので、買い物がとても行きづらくなりましたということをこぼしておりました。それで、民生委員のほうからも区のほうに、何とかしてくださいということで陳情が来ておりました。

ですから、自分たちの困ったことは素直に言うだろうけれども、いいことは一つも言ってくれませんでした。

それで、もう一度聞きますが、この料金なんですけれども、もう少し安くなるわけはないと思うんだけれども、チケットがどうしても出せないのかなと。

何でかというと、今、こっちの部長のほうから言われたのは、これのことを言っているんだろうと思っておりますので、これと同様に、ちょっと何名分というわけにはいきませんけれども、出せれたらお願いしたいなと思いますが、どうでしょうか。

No.162 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.163 〇経済建設部長(三治金行君)

ひまわりバスの料金の話が出ましたんですけれども、65 歳以上の方は無料ということで、特例運賃をしております。

そのほか、中学生、小学生という方も無料運賃になっているところでございますので、お話の中については、それに対応できているというふうに思っております。

終わります。

No.164 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.165 〇19番(坂下勝保議員)

それですと、やっぱり私たちの村というか地域には、まだちょっと我慢してくださいということになるかなと考えておりますが、高齢者は雨の日、雪の日、または暴風雨の日なんかには、本当に買い物ができにくいと、やれないという苦情が来ております。

別に、「豊明ばかりに行かんでもええがな」という話も言ったんですけれども、「いや、それではいかぬよな」という話で、この間、言ったんですけれども、ピアゴがなくなったおかげで、買い物が本当にしずらくなったと。そこを通る人も少なくなったと。だから、何とかならぬだろうかという部分でありました。

それで、そこを今度、来年4月には、24年度にはバスが何とかなるんじゃないかなというお話ですが、それまでのつなぎを何とかできないだろうかという切実なお願いでありました。その辺をどのように考えるか、一遍ご答弁を願います。

No.166 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.167 〇経済建設部長(三治金行君)

先ほど、1つ話が出ましたピアゴがなくなったということでございますけれども、その後に コープという会社が入って、既にやっております。

それから、南部地区のほうにつきましては、大きいマーケット的なアオキスーパーもございますし、前後駅に先ほど申しましたコープもありますので、近くにあるのではないのかなというふうに思っております。

それから、24 年度までということでございますけれども、現行のままで考えてまいりたい と思っております。

終わります。

No.168 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.169 〇19番(坂下勝保議員)

本当に利用者が使っているのは、確かに、うちのほうは自分の家の前から乗っているんですよ。10月1日の運行当日、自分の家の前から乗っていきました。そして部長に、帰るときに会いました。

それで、何でかというと、前後までは順調に来たんですよ。それから行き場所がないもんで歩いて来たんですけれども、30分ぐらいかかったことは確かです。

だから、自分が30分ということは、みんなも30分はかかるんだなという気がいたしましたので、一般質問をさせていただきました。

それと今回、自分のほうから陳情なんかも出ているわけです。だから大変だなと、本当に処理が大変ですけれども、私たち議員はやっぱり住民の皆さんの面倒を見るのも、代表として必要だと。

ひまわりバス検討委員会が一生懸命やってくれているのはわかっているんです。ですから、その辺を考慮していただいて、なるべく前後と大根と桶狭間と舘を何かで結ぶ方法を、 ひとつご答弁を願えないでしょうか。

No.170 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.171 **〇経済建設部長(三治金行君)**

今、先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、1号バスについて、南部方面につきましては、前後駅南口を起点といたしまして大根循環、南舘循環等がございますので、十分な活用をしていただければ、やっていけるというふうに思っております。

終わります。

No.172 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.173 〇19番(坂下勝保議員)

昨日の代表質問の関連質問で、ジャンボタクシーという話も出ておりました。ああいう方 法もあるものですから、何とか考えていただきたいなと思っております。

そのほかに、これが 24 年度もできないということになりますと、それは今度また、みんな騒ぎ出すだろうと思いますよ。本当に大変なんですけれども、自分ももう高齢化の時代に入ってきました。だから、バスの利用がどうしても大事だと思います。

本当のことをいって、もう1台入れてほしいなという気がしておりますので、市長、どうですか。

No.174 〇議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.175 〇市長(相羽英勝君)

坂下議員の切実な願いというのは、実感として受けとめましたけれども、そういう形で 今、現実に問題が発生しているということです。ここもありますし、それから、私が聞いてい るところではひかり台ですか、ひかり台でもちょっとそんなお話を聞きました。

ですから、3台にする、しないということよりも、数が多ければ多いほどカバー範囲が広がって、しかも密度が高くなるということはよく存じておりますけれども、一度、現状をもう少しきちっとできるだけ早くつかんで、代替策が何かできるのかどうかということも含めて、担当部門のところでちょっと検討させていただきたいと、こういうふうに思います。

今、バスを1台、すぐ増やせと言われても、これは堀田議員と一緒に国土交通省のほうまで、議長さんも一緒に陳情に行ったわけであります。県でもいろいろお話をさせていただいているわけでありますけれども、これはすぐ右から左というわけに、今そういうところまでは話が進んでおりませんが、ただ国土交通省のほうは、それなりの対応をしましょうというような話だったんですけれども、これが県と市との話になりますと、また少し話が変わってきますので、こちらはこちらで利用者の方がどうのこうのということではありません、我々の仕事ですから。

ですから、このままほうっておくということでは、やっぱりだめだと思いますので、現状をもう少し把握をして、代替策を考える余地があれば、その代替策を講じていくように相談をさせていただくというようなことで、とりあえずは回答とさせていただきます。

お願いします。

No.176 〇議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

坂下勝保議員。

No.177 〇19番(坂下勝保議員)

どうもありがとうございました。

本当に舘、桶狭間、大根の方々から私も質問を受けております。ここにも持っていますけれども、こういう陳情を受けています。

年配の方々は、本当にひまわりバスは自分たちの足だということを思っていると感じました。

どうか一日も早く、もう1車なり2車なり、またはジャンボタクシーなりを考えていただいて、もう一度、ひまわりバス検討委員会を開催していただいて、よい方法でやっていくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

No.178 〇議長(矢野清實議員)

これにて、19番 坂下勝保議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明3月2日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時46分散会

copyright(c) Toyoake City.